

地方版政労使会議

「令和6年度 第2回岐阜県経済・雇用再生会議」

(机上配布資料)

令和6年12月23日

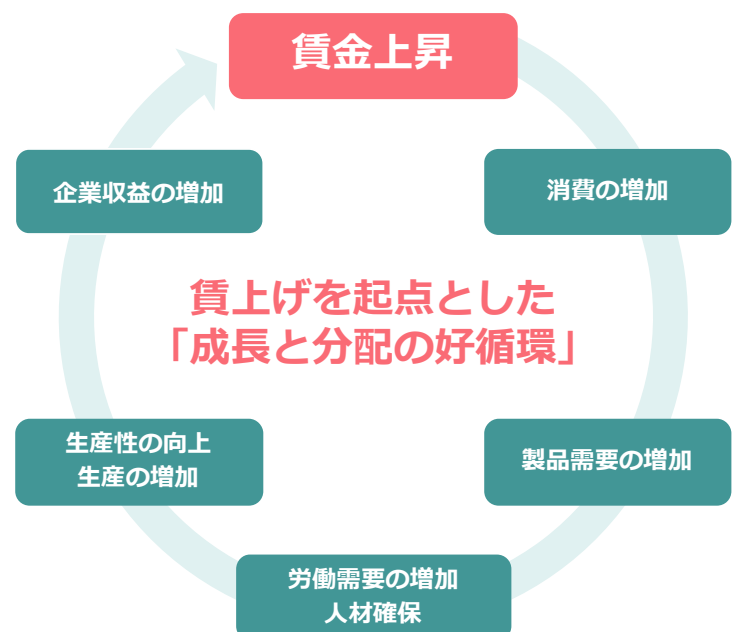
岐阜労働局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

賃上げを起点とした「成長と分配の好循環」

- 賃上げは、家計の所得増加による消費の拡大を通じて、企業収益を増加させるとともに、必要な人材を適切に確保し、企業の生産性を向上させ、更なる賃上げや持続的な成長を生むという好循環をもたらす。
- 約30年ぶりの賃上げ水準の中で、製品需要の増加や企業収益・価格転嫁の改善、就業者数の増加など、賃金上昇と経済成長の好循環が動き出しつつあり、このモメンタムを維持していくことが重要。

賃上げ率	3.58% (R5年)	➡	5.10% (R6年)
※連合 春季賃上げ妥結状況			
民間消費支出	322兆円 (R5年第2四半期)	➡	332兆円 (R6年第3四半期)
民間設備投資	100兆円 (R5年第2四半期)	➡	107兆円 (R6年第3四半期)
就業率	61.3% (R5年第2四半期)	➡	61.6% (R6年第2四半期)
売上高 経常利益率	6.3% (R5年第1四半期)	➡	7.1% (R6年第1四半期)
※資本金1,000万円以上			
名目GDP	595兆円 (R5年第2四半期)	➡	611兆円 (R6年第3四半期)



令和 6 年度総合経済対策 賃上げ環境の整備抜粋①

(1) 最低賃金の引上げ

- 2024年度の改定後の最低賃金額は全国加重平均で1,055 円、引上げ幅51 円は2021 年以降連続して過去最高額となった。適切な価格転嫁と生産性向上支援によって、最低賃金の引上げを後押しし、2020 年代に全国平均1,500 円という高い目標の達成に向け、たゆまぬ努力を継続する。このため、最低賃金の今後の中期的引上げ方針について、早急に政労使の意見交換を開催し、議論を開始する。2025 年の春季労使交渉に向けた意見交換も行う。
- 今後とも、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げるなど、地域間格差の是正を図る。
- 中小企業の業務改善や設備投資に対する支援を充実する。中小企業が最低賃金引上げ等の事業環境変化への対応を円滑に実施できるよう、相談体制を拡充する。令和6年度法制改正において改正した賃上げ促進税制について、制度詳細の周知広報を徹底する。
- こうした取組を含め、持続的・構造的賃上げに向けた価格転嫁等の取引適正化の推進、省力化・デジタル化投資の促進、人への投資の促進及び多様な人材が安心して働ける環境の整備、中堅・中小企業の経営基盤の強化・成長の支援といった施策を総動員する。

施策例

- ・ 最低賃金の引上げに向けた環境整備を支援する業務改善助成金（厚生労働省）
- ・ 事業環境変化対応型支援事業（経済産業省）
- ・ 令和6年度法制改正で拡充した賃上げ促進税制の活用促進（経済産業省）【その他】等

(3) 省力化・デジタル化投資の促進

- 中小企業生産性革命推進事業を更に充実する。
- 人手不足が深刻化する中、省力化投資に関して、カタログから選ぶような汎用製品の導入に加え、業務に応じたソフトウェアの簡易な選択及び導入を支援する。その際、生産現場のみならず、会計事務等を効率化するためのIT化も支援するとともに、導入後のサポート支援も行う。
- 事業者それぞれの業務に応じたオーダーメイド型の省力化投資を支援する。
- 人手不足感の強い業種について、各事業所管省庁が、それらの業種に属する事業者の省力化投資を促進するための具体的プランを早急に策定する。
- 地方においても賃上げが可能となるよう、中堅・中小企業が工場等の拠点を新設する場合や大規模な設備投資を行う場合についても支援を行う。
- 地域への産業立地を推進するため、地域未来投資促進法14等を活用した設備投資や産業用地確保を促進する。

施策例

- ・ 中小企業の成長投資・生産性向上投資・省力化投資等の一体的な支援（経済産業省）
- ・ 地域未来投資促進法等を活用した土地利用転換手続の迅速化（経済産業省、国土交通省）【その他】
- ・ 中堅・中小企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金（経済産業省）
- ・ 地域未来投資促進税制の活用促進（経済産業省）【その他】等
- ・ 製造業・サービス業の人手不足解消に資するロボット開発環境の構築（経済産業省）

令和 6 年度総合経済対策 賃上げ環境の整備抜粋②

(2) 持続的・構造的賃上げに向けた価格転嫁等の取引適正化の推進

- 中小企業が賃上げの原資を確保するためには、政府が価格転嫁を後押しすることが鍵となる。価格転嫁は、発注者にとって欠かせないビジネスパートナーである受注者の経営基盤の強化、サプライチェーン全体の持続可能性の確保に資する。政府は、これまで、全国330 名の下請Gメン2を通じた取引実態の調査、価格交渉促進月間（毎年3月・9月）における交渉・転嫁の要請等を行ってきた。2023 年11 月には、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を公表し、周知徹底を進めてきている。その結果、価格交渉が行われたケースが増加するなど、一定の成果は上がっているものの、物価高が継続する中、中小企業の賃上げを後押しするため、これらの取組を一層強化する。
- 下請Gメンに加え、新たに「下請かけこみ寺」の調査員との連携により、中小企業の取引実態に関する情報収集体制を強化し、問題ある発注事業者の情報を追加的に収集する。取引適正化に向けた取組に当該情報を活用するとともに、事業所管省庁と連携する形で、公正取引委員会の下請法の執行強化に向けた体制を整備する。発注側の大企業と受注側の中小企業は共存共栄の関係にあることを踏まえ、パートナーシップ構築宣言の更なる拡大と実効性向上に取り組む。
- 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に基づく取組を徹底するため、2024 年末までに、所管省庁において、業界団体と連携し、指針の遵守状況についての実態調査及びその結果に基づく改善措置を完了させる。取引適正化に係る公正取引委員会の取組について、メッセージ性のあるショート動画を作成し、SNSの広告媒体における配信等を通じて周知する。
- 新たな商慣習として、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させるため、下請法について、コスト上昇局面における価格据置きへの対応の在り方、荷主・物流事業者間の取引への対応の在り方、事業所管省庁と連携した執行を強化するための事業所管省庁の指導権限の追加等に関し、改正を検討し、早期に国会に提出することを目指す。
- 約束手形・電子記録債権等6の支払サイトの短縮・現金払い化、2026 年の約束手形の利用の廃止に向けた取組を促進する。2024 年11 月に、手形サイト短縮に係る指導基準の見直しを行ったところであり、これと約束手形の現金払い化・利用の廃止を合わせ、幅広い業界団体への周知徹底を行う。受注者に資金繰り負担をしわ寄せする約束手形等による支払いについて、下請法での取扱いを検討し、結論を得る。
- 国等又は地方公共団体の官公需においても、入札制度の適切な運用により、受注企業の労務費、原材料費等のコスト増加分が価格転嫁され、賃上げ原資の確保につながる必要がある。2024 年内を目途に、最低制限価格制度及び低入札価格調査制度について、各制度の趣旨に則った対応を徹底するとともに、それらの運用実態を調査し、運用改善について検討を行う。少額随意契約制度についても、長期間上限価格が改定されていないことを踏まえ、同年内を目途に、運用実態を調査し、その在り方を検討する。
- 建設業・物流業の持続的成長、業界における価格転嫁の円滑化及び賃上げ原資の確保に向け、第三次・担い手3法・改正物流法を着実に施行し、その内容の周知広報を徹底する。重層下請構造の適正化に向けた実態調査、適正な見積りの普及、建設Gメンやトラック・物流Gメンを活用した事業者間の取引に係る調査・改善指導を強化することによって、取引適正化やそれらの業界の労働者の処遇改善を進める。自動車整備業における賃金状況の実態調査を行う。警備業について、2024 年8月に改定された業界の自主行動計画を踏まえ、民民の取引及び官公需において、労務費を含めた適切な価格転嫁を進める。
- クリエイターが安心して持続的に働けるよう、取引慣行を是正していくため、音楽・放送分野について、公正取引委員会の実態調査を2024 年内に完了し、その結果を踏まえ、実演家と事務所との間の契約を適正化する観点から指針を作成する。映画・アニメ分野について、2025 年にクリエイターの取引環境に係る実態調査を行う。国内映像制作等に関する事業者向け支援については、労働基準法の準拠等を定めるガイドラインに沿って対応を行う事業者を優先的に支援することによって、現場における環境改善を促進する。クリエイターの作品が適法かつ円滑に利用され、適正な対価還元が促進されるよう、オンライン上での権利情報集約・情報検索を可能とする分野横断権利情報検索システム及び個人クリエイター等権利情報登録システムの構築を行う。

施策例

- ・ 中小企業取引対策事業（経済産業省）
- ・ 価格転嫁円滑化の取組に関する調査（公正取引委員会）
- ・ 価格転嫁対策等の広報強化（公正取引委員会）
- ・ 下請法改正の検討（公正取引委員会）【制度】
- ・ 近年の資材価格の高騰の影響等を考慮した公共事業等の実施（国土交通省）
- ・ 建設産業・不動産業の生産性向上のための市場環境整備等（国土交通省）
- ・ 物流の革新と持続的成長に向けた中長期計画を踏まえた取組の推進（国土交通省）
- ・ クリエイター支援のための取引適正化に向けた実態調査（公正取引委員会）
- ・ クリエイター事業者支援事業（事業化・海外展開推進）（経済産業省）
- ・ 分野横断権利情報検索システム及び個人クリエイター等権利情報登録システムの構築事業（文部科学省）
- ・ 放送コンテンツ等のネット配信の促進に関する調査研究（総務省）等

令和 6 年度総合経済対策 賃上げ環境の整備抜粋③

(4) 人への投資の促進及び多様な人材が安心して働ける環境の整備

- 改正雇用保険法によるリ・スキリング支援策について周知広報を行い、デジタル分野等を含め、就職氷河期世代を始めとする全世代のリ・スキリングを支援する。団体等検定17の合格に向けた講座を教育訓練給付の対象講座に加え、人手不足分野を中心として、業界内における検定合格者の適切な評価と処遇改善につなげる。技能者の育成、技能継承の取組を推進する。産官学連携によるリカレント教育プログラムの実施を支援する。
- ジョブ型人事の導入を促進するため、多様な導入企業の事例が詳細に掲載された「ジョブ型人事指針」の周知・普及に取り組む。
- ハローワーク職員のキャリアコンサルタントの資格取得を促進するとともに、民間のキャリアコンサルタントの協力を得て、転職やキャリアアップに向けた相談支援を充実する。キャリアコンサルタントが労働者に指導・助言を行う際の参考として、民間の求人情報について、2024 年度内に、ニーズの高い職種等の求人動向や賃金水準の情報提供を開始する。2025 年度以降、職種・地域の拡大やハローワークの保有情報との集約を進める。レビキャリア19を活用し、経営人材としての大企業人材と地域の中堅・中小企業のマッチングを促進する。
- 人手不足への対応が急務となる中、いわゆる「年収の壁」を意識せずに働く時間を延長することができる環境づくりを後押しする。「年収の壁・支援強化パッケージ」21について、申請書類の簡素化、審査の迅速化、年収の壁突破・総合相談窓口におけるワンストップ相談体制の整備によって、新たに社会保険の対象となる短時間労働者をきめ細かく支援することと併せて、制度の見直しに取り組む。
- 働き方に中立的な年金制度を構築し、被用者にふさわしい年金給付を実現するため、従業員数50 人超とされている企業規模要件の撤廃、常時 5 人以上を使用する個人事業所の非適用業種の解消による被用者保険の適用拡大等について、2024 年度内に結論を得る。
- 非正規雇用労働者について、希望者の正社員転換や処遇改善を支援するため、キャリアアップ助成金の活用、都道府県労働局・労働基準監督署の連携による同一労働同一賃金の遵守徹底を進める。
- 改正育児・介護休業法による子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置、育児・介護に直面した労働者に対する両立支援制度の個別周知・意向確認等の履行徹底に取り組む。労働者の希望に応じた育児休業の取得に向けた環境整備に取り組む中小企業への支援を拡充する。生活時間・睡眠時間を確保する勤務間インターバル制度、テレワーク、選択的週休 3 日制、「多様な正社員」制度の導入企業の拡大に取り組む。
- 自爆営業に関連する言動について、2024 年度内に、違法行為・パワーハラスメントに該当し得る類型・例を明確に示す。副業・兼業については、これまでの周知の取組に加え、2024 年度内に、副業・兼業に係る競業禁止義務の内容を明確化し、営業秘密の保護と両立する形で副業・兼業を円滑化する。フリーランス・ギグワーカーに対する一般健康診断の費用負担を理由とした発注控えの実態について、2024 年度内に調査を行う。36 協定の内容が各事業場で異なる場合について、2024 年度内に、オンラインによる本社の一括届出を可能とする。会社分割時における会社から労働者・労働組合への通知や労働者からの異議申立てについて、2024 年度内に、電子化に向けた検討を行う。
- 足元の人材確保の課題に対応する観点から、令和 6 年度報酬決定において講じた医療・介護・障害福祉分野の職員の処遇を改善するための措置を確実に届け、賃上げを実現するとともに、生産性向上・職場環境改善等による更なる賃上げ等を支援することとし、職員の負担軽減・業務効率化、テクノロジー・ICT 機器の活用、経営の協働化、訪問介護の提供体制の確保、障害者就労施設の経営改善といった取組を支援する。
- 公務員の給与・待遇については、人事院勧告を踏まえ、適切に対応する。

施策例

- ・雇用保険法に基づくリ・スキリング支援策のハローワーク、ハローワークインターネットサービス等を通じた周知広報等（厚生労働省）【その他】
- ・訓練二一スの変化等を踏まえた教育訓練給付の指定講座の拡大（厚生労働省）【制度】
- ・リカレント教育工コシステム構築支援事業（文部科学省）
- ・地域金融機関取引事業者支援高度化事業（金融庁）
- ・「年収の壁・支援強化パッケージ」の着実な実行と年金制度等の見直し（内閣府、厚生労働省）【制度】
- ・非正規雇用労働者の待遇改善に向けた取組（厚生労働省）【その他】
- ・介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度等の活用促進等（厚生労働省）【その他】
- ・育児休業取得に向けた環境整備を支援する「両立支援等助成金」の拡充（厚生労働省）
- ・勤務間インターバル制度の導入促進（厚生労働省）【その他】
- ・テレワーク普及促進対策（厚生労働省）
- ・「多様な正社員」制度導入支援等事業（厚生労働省）【その他】
- ・「自爆営業」の根絶（内閣府、厚生労働省）【制度】
- ・副業・兼業の円滑化（内閣府、厚生労働省）【制度】
- ・フリーランス・事業者間取引適正化等法の着実な執行（公正取引委員会、厚生労働省、経済産業省）【制度】
- ・フリーランス・ギグワーカーの労働者性及び保護の在り方（内閣府、厚生労働省）【制度】
- ・36 協定の本社一括届出の対象の拡大（内閣府、厚生労働省）【制度】
- ・労働関係の書面・押印・対面規制の撤廃（内閣府、厚生労働省）【制度】
- ・人口減少や医療機関の経営状況の急変に対応する緊急的な支援パッケージ（厚生労働省）
- ・介護人材確保・職場環境改善等に向けた総合対策（厚生労働省）
- ・障害福祉人材確保・職場環境改善等に向けた総合対策（こども家庭庁、厚生労働省）等

令和 6 年度総合経済対策 賃上げ環境の整備抜粋④

(5) 中堅・中小企業の経営基盤の強化・成長の支援

- 賃上げを行う中小企業は増加している一方で、それらには、業績改善がみられない中での「防衛的賃上げ」が行われているケースも含まれている。賃上げを更に普及・拡大するためには、中小企業が稼ぐ力を強化し、その原資を確保できるよう支援することが必要である。
- M & A 及び事業承継の環境整備に取り組む。中小企業が安心して M & A に取り組むことができるよう、2024 年 8 月に改訂した「中小 M & A ガイドライン」を周知徹底し、M & A のトラブルについて注意喚起を行う。M & A 成立後の成長に向けた円滑な P M I の取組を定着させるため、「中小 P M I ガイドライン」及び「P M I 実践ツール」を周知する。M & A 成立後の成長に向け、当該 M & A 実施企業が行う設備投資や P M I を支援する。複数回の M & A によるグループ化を後押しするため、中堅・中小グループ化税制等の活用を促進する。事業承継税制の特例措置について、2024 年内を目途に、役員就任要件の見直しを検討する33。事業承継・引継ぎ支援センターによる中小企業・小規模事業者の事業承継支援を強化する。
- 中小企業の資金調達円滑化と金融規律の更なる強化を図りながら、その経営改善・事業再生・再チャレンジを支援する。中小企業に対する民間金融機関のプロパー融資を促進するため、当該中小企業に対し、その民間金融機関が行う信用保証付融資に係る保証料を引き下げる、協調支援型の信用保証制度を新設する。経営改善・事業再生に取り組む事業者の資金繰りを後押しする信用保証制度を新設する。成長する中小企業に対しても、資本性劣後ローンの利用を促進する。中小企業活性化協議会による再生計画策定の支援等を通じ、経営改善・事業再生・再チャレンジを支援する。
- 経営者の判断により早期の事業再構築を進めることができるよう、多数決によって金融負債の整理を進めることができる法案について、早期に国会に提出することを旨とする。
- 売上高100 億円超の中小企業を創出し、また、その候補となる中小企業の生産性向上を促すため、それらの事業転換、革新的な新商品・サービスの開発、販路開拓、海外展開、M & A、人材育成等をハード・ソフトの両面で支援する。売上高100 億円超を目指す中小企業に対し、官民ファンドからのリスクマネー供給及びハンズオン支援を行うとともに、その設備投資に対する支援策を検討する。国際協力銀行（J B I C）を通じて、成長力に資する国内の中堅・中小企業の海外展開について、地域金融機関とともに支援する。
- 中小企業の生産性向上と成長を加速するため、地域の金融機関、IT ベンダー、コンサルタント等の支援機関と連携する IT 導入・活用支援の更なる充実、全国43の地域DX 推進ラボとよろず支援拠点の連携強化を通じて、全国的にDX 支援の裾野を拡大する。
- 小規模事業者の持続的発展に向け、2024 年度内を目途に、商工会・商工会議所の広域連携の促進を含め、小規模企業振興基本計画を見直す。

施策例

- ・事業承継税制の特例措置における役員就任要件等の見直しの検討（経済産業省）【税制】
- ・中小企業活性化・事業承継総合支援（経済産業省）
- ・「早期経営改善計画策定支援」を活用した民間金融機関による経営改善支援の促進（経済産業省）
- ・民間金融機関のプロパー融資を引き出す新たな保証制度（経済産業省）
- ・経営改善サポート保証制度（経営改善・再生支援強化型）（経済産業省）
- ・日本政策金融公庫等による資金繰り支援（内閣府、財務省、厚生労働省、経済産業省）
- ・事業再構築法制の整備（経済産業省）【制度】
- ・売上100 億超への成長を目指す中小企業へのファンド出資（経済産業省）
- ・売上100 億超への成長を目指す中小企業への設備投資支援（経済産業省）
- ・国際協力銀行（J B I C）による地方創生に資する中堅・中小企業向け金融支援（財務省）
- ・生活衛生関係営業物価高騰等対応・経営支援事業（厚生労働省）
- ・事業環境変化対応型支援事業（経済産業省）<再掲>
- ・小規模企業振興基本計画の変更（経済産業省）【その他】等

令和6年度総合経済対策における賃上げ支援関係施策

1. 最低賃金の引上げ

- 最低賃金の引上げに向けた環境整備を支援する業務改善助成金（厚生労働省）
- 事業環境変化対応型支援事業（経済産業省）
- 令和6年度税制改正で拡充した賃上げ促進税制の活用促進（経済産業省）

2. 持続的・構造的賃上げに向けた価格転嫁等の取引適正化の推進

- 中小企業取引対策事業（経済産業省）
- 価格転嫁円滑化の取組に関する調査（公正取引委員会）
- 価格転嫁対策等の広報強化（公正取引委員会）
- 下請法改正の検討（公正取引委員会）【制度】
- 近年の資材価格の高騰の影響等を考慮した公共事業等の実施（国土交通省）
- 建設産業・不動産業の生産性向上のための市場環境整備等（国土交通省）
- 物流の革新と持続的成長に向けた中長期計画を踏まえた取組の推進（国土交通省）
- 自動車整備業の人材確保に必要な賃上げ等調査事業（国土交通省）
- クリエイター支援のための取引適正化に向けた実態調査（公正取引委員会）
- クリエイター事業者支援事業（事業化・海外展開推進）（経済産業省）
- 分野横断権利情報検索システム及び個人クリエイター等権利情報登録システムの構築事業（文部科学省）
- 放送コンテンツ等のネット配信の促進に関する調査研究（総務省）等

3. 省力化・デジタル化投資の促進

- 中小企業の成長投資・生産性向上投資・省力化投資等の一体的な支援（経済産業省）
- 中堅・中小企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金（経済産業省）
- 製造業・サービス業の人手不足解消に資するロボット開発環境の構築（経済産業省）
- 地域未来投資促進法等を活用した土地利用転換手続の迅速化（経済産業省、国土交通省）【その他】
- 地域未来投資促進税制の活用促進（経済産業省）【その他】等

4. 人への投資の促進及び多様な人材が安心して働ける環境の整備

- 雇用保険法に基づき・スキリング支援策のハローワーク、ハローワークインターネットサービス等を通じた周知広報等（厚生労働省）【その他】
- 訓練コースの変化等を踏まえた教育訓練給付の指定講座の拡大（厚生労働省）【制度】
- リカレント教育エコシステム構築支援事業（文部科学省）
- 地域金融機関取引事業者支援高度化事業（金融庁）
- 「年収の壁・支援強化パッケージ」の着実な実行と年金制度等の見直し（内閣府、厚生労働省）【制度】
- 非正規雇用労働者の待遇改善に向けた取組（厚生労働省）【その他】
- 介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度等の活用促進等（厚生労働省）【その他】
- 育児休業取得に向けた環境整備を支援する「両立支援等助成金」の拡充（厚生労働省）
- 勤務間インターバル制度の導入促進（厚生労働省）【その他】
- テレワーク普及促進対策（厚生労働省）
- 「多様な正社員」制度導入支援等事業（厚生労働省）【その他】
- 「自営営業」の根絶（内閣府、厚生労働省）【制度】
- 副業・兼業の円滑化（内閣府、厚生労働省）【制度】
- フリーランス・事業者間取引適正化等法の着実な執行（公正取引委員会、厚生労働省、経済産業省）【制度】
- フリーランス・ギグワーカーの労働者性及び保護の在り方（内閣府、厚生労働省）【制度】
- 36協定の本社一括届出の対象の拡大（内閣府、厚生労働省）【制度】
- 労働関係の書面・押印・対面規制の撤廃（内閣府、厚生労働省）【制度】
- 人口減少や医療機関の経営状況の急変に対応する緊急的な支援パッケージ（厚生労働省）
- 介護人材確保・職場環境改善等に向けた総合対策（厚生労働省）
- 障害福祉人材確保・職場環境改善等に向けた総合対策（こども家庭庁、厚生労働省）等

5. 中堅・中小企業の経営基盤の強化・成長の支援

- 事業承継税制の特例措置における役員就任要件等の見直しの検討（経済産業省）【税制】
- 中小企業活性化・事業承継総合支援（経済産業省）
- 「早期経営改善計画策定支援」を活用した民間金融機関による経営改善支援の促進（経済産業省）
- 民間金融機関のプロパー融資を引き出す新たな保証制度（経済産業省）
- 経営改善サポート保証制度（経営改善・再生支援強化型）（経済産業省）
- 日本政策金融公庫等による資金繰り支援（内閣府、財務省、厚生労働省、経済産業省）
- 事業再構築法制の整備（経済産業省）【制度】
- 売上100億超への成長を目指す中小企業へのファンド出資（経済産業省）
- 売上100億超への成長を目指す中小企業への設備投資支援（経済産業省）
- 国際協力銀行（J B I C）による地方創生に資する中堅・中小企業向け金融支援（財務省）
- 生活衛生関係営業物価高騰等対応・経営支援事業（厚生労働省）
- 事業環境変化対応型支援事業（経済産業省）＜再掲＞
- 小規模企業振興基本計画の変更（経済産業省）【その他】等

参考資料

- 厚生労働省及び関係省庁での賃金引上げに向けた取組について
 - 経済対策概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
 - 厚生労働省における取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
 - 関係省庁における取組
 - 経済産業省・中小企業庁・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
 - 消費者庁・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
- 「年収の壁」を意識せずに働くことが出来る環境づくりに
向けた取組について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
- 賃上げ調査・分析等について・・・・・・・・・・・・・・ 34

- 物価上昇を上回る賃金上昇を全国的に幅広く普及・定着させる。
- 価格転嫁の円滑化や省力化等の環境整備や経営基盤の強化・成長に向けた支援を充実。

現状

- 春季労使交渉では、賃上げ率は33年ぶりの高水準。
- 2024年度の改定後の最賃は全国平均で1,055円。



取組例

価格転嫁等の取引適正化の推進

- 下請法改正の検討
- 下請法の執行強化
- 労務費指針遵守状況の実態調査・改善措置を年末までに完了等

省力化・デジタル化投資の推進による生産性向上

- 中小企業生産性革命推進事業（設備投資、IT導入、販路開拓、円滑な事業承継・引継ぎ等の支援）の更なる充実
- カタログ式に加え、オーダーメイド型の省力化投資の支援
- 中小企業のソフトウェア導入・会計事務IT化の支援
- 中堅・中小企業に対する拠点新設・大型設備投資の支援
- 業務改善助成金・賃上げ税制を通じた賃上げ・生産性向上支援
- 物流・交通、建設、観光、保育、医療・介護、障害福祉等の分野での生産性向上支援等

人材・経営の基盤整備

- 三位一体の労働市場改革（リスキリング、ジョブ型人事、労働移動円滑化）
- 事業承継・M&Aの支援等

物価上昇を上回る賃金上昇の普及・定着

2020年代に最賃の全国平均1,500円という高い目標の達成に向け、たゆまぬ努力を継続

注1：連合「春季生活闘争 回答集計結果」より作成。2015年までのベース率は、連合による調査結果が得られないため、厚生省「賃金事情等総合調査」による。
注2：厚生労働省「地域別最低賃金改定状況」により作成。

【最低賃金の引上げに対応する中小企業・小規模事業者向け生産性向上支援】

施策名：最低賃金の引上げに向けた環境整備を支援する業務改善助成金

令和6年度補正予算案 297億円

労働基準局賃金課
（内線5348）

① 施策の目的

最低賃金の引上げに向けた環境整備を図るため、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げを図る中小企業・小規模事業者の生産性向上に向けた取組を支援する。

② 対策の柱との関係

I	II	III
○		

③ 施策の概要

生産性向上に資する設備投資などを実施し業務改善を行うとともに、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げる中小企業・小規模事業者に対し、その業務改善に要した経費の一部を助成する。

④ 施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等

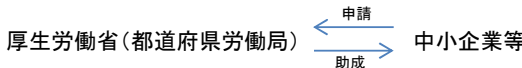
【助成対象】

- ・中小企業事業者であること
- ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内であること

【助成率】（）内は生産性要件を満たした事業場の場合

900円未満	900円以上950円未満	950円以上
9/10	4/5(9/10)	3/4(4/5)

【実施主体等】



【助成上限額】（カッコ内は事業場規模30人未満の事業者）

（単位：万円）

引き上げる労働者数	引上げ額			
	30円	45円	60円	90円
1人	30(60)	45(80)	60(110)	90(170)
2～3人	50(90)	70(110)	90(160)	150(240)
4～6人	70(100)	100(140)	150(190)	270(290)
7人以上	100(120)	150(160)	230	450
10人以上(※)	120(130)	180	300	600

※ 引上げ労働者数10人以上の上限額は一定の要件を満たした場合に適用

⑤ 成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

生産性向上に向けた設備投資などの費用を助成し、中小企業・小規模事業者が賃上げしやすい環境を整備することで、持続的賃上げの実現を図る。

キャリアアップ助成金

雇用環境・均等局 有期・短時間労働課（内線5268）
職業安定局 障害者雇用対策課（内線5868）

令和6年度当初予算額 1,106億円（829億円）※（）内は前年度当初予算額

令和5年度実績：65,598件、
令和5年度執行額：521.9億円

労働保険特別会計			一般会計
労災	雇用	徴収	
	○		

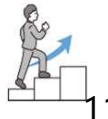
1 事業の目的

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者（以下「有期雇用労働者等」といいたい）の非正規雇用労働者の企業内のキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して包括的に助成

2 事業の概要・スキーム

※国（都道府県労働局）で支給事務を実施

コース名／コース内容		支給額（1人当たり）	加算措置／加算額（1人当たり）
正社員化 支援	正社員化コース 有期雇用労働者等を正社員化（※） ※多様な正社員（勤務地限定・職務限定・短時間正社員）を含む ➢ 正社員化後6か月の賃金が正社員化前6か月の賃金と比較して3%以上増額していることが必要	①有期→正規：80万円（60万円）（※） ②無期→正規：40万円（30万円）（※） ※ 6か月ごとに2回支給した場合の合計額 ➢ 有期雇用労働者の雇用期間を現行の「6か月以上3年以内」から「6か月以上5年以内」に緩和し、5年超の者は無期雇用労働者とみなす。	正社員化コース ■派遣労働者を派遣先で正規雇用労働者として直接雇用 28.5万円 ■通常の正社員転換制度を新たに規定し転換 1事業所当たり 20万円（15万円） ■勤務地限定・職務限定・短時間正社員制度を新たに規定し転換 1事業所当たり 40万円（30万円） ■母子家庭の母等又は父子家庭の父 ① 9.5万円 ② 4.75万円 ■人材開発支援助成金の特定の訓練修了後に正社員転換 ① 9.5万円 ② 4.75万円 ※自発的職業能力開発訓練または定額制訓練の修了後に正社員転換 ① 11万円 ② 5.5万円
	障害者正社員化コース 障害のある有期雇用労働者等を正規雇用労働者等に転換	①有期→正規：90万円（67.5万円） ②有期→無期：45万円（33万円） ③無期→正規：45万円（33万円）	
	賃金規定等改定コース 有期雇用労働者等の基本給を定める賃金規定を3%以上増額改定し、その規定を適用	①3%以上5%未満：5万円（3.3万円） ②5%以上：6.5万円（4.3万円）	賃金規定等改定コース ■「職務評価」の活用により実施 1事業所当たり 20万円（15万円）
処遇改善 支援	賃金規定等共通化コース 有期雇用労働者等と正規雇用労働者との共通の賃金規定等を新たに規定・適用	1事業所当たり 60万円（45万円）	
	賞与・退職金制度導入コース 有期雇用労働者等を対象に賞与・退職金制度を導入し、支給又は積立を実施	1事業所当たり 40万円（30万円）	賞与・退職金制度導入コース ■同時に導入した場合 1事業所当たり 16.8万円（12.6万円）
	社会保険適用時処遇改善コース 短時間労働者を新たに社会保険に適用した際に、手当等の支給、賃上げ、労働時間の延長等を実施 ※手当等の支給は、労働者の社会保険料相当額以上等 ※労働時間の延長は、週あたり4時間以上等	(1)手当等支給メニュー 50万円（37.5万円）（※1） (2)労働時間延長メニュー 30万円（22.5万円） ※1 1～3年目までの各要件を全て満たした場合の3年間の合計額 ※2 1年目に手当等支給、2年目に労働時間延長を実施する場合の2年間の合計額は50万円	※（）は、大企業の場合の額。 ※加算措置要件を満たした場合は、支給額＋加算額を助成。 ※障害者正社員化コースについては、重度障害者の場合は、①120万円（90万円）②③60万円（45万円）となる。



事業主の皆さま

パートタイム・有期雇用労働法で
正社員と非正規雇用労働者間の不合理な待遇差は禁止されています

その待遇の違い、説明できますか？

正社員と同じ仕事をしているのに、同じように手当はもらえないの？



短時間労働者や有期雇用労働者から、正社員との待遇差の内容や理由などを問われた場合、事業主は当該労働者に説明しなければなりません。

- ・「パートだから」「契約社員だから」という理由では、説明として認められません。
- ・待遇ごとの性質・目的に照らして、職務内容や転勤・異動の範囲の違いなどから、具体的に理由を説明できることが必要です。

■待遇の違いについて再点検してみませんか？

基本給

賞与
(ボーナス)

食堂・休憩
室等の利用

各種
手当

教育訓練

など

【問題となりうる具体的なケース】

●通勤手当が問題となった事業主の例

支給目的：通勤費用の補填
現在の待遇：正社員には実費を支給、パート従業員は1日あたり定額を支給

待遇差の理由：
パート従業員は近所からの通勤者が多く、通勤費用があまりかからないため

➡ 実際は…遠方からも採用しており、自己負担している者がいる

労働契約に期間の定めがあるか否かによって通勤に要する費用が異なるものではなく、実際に費用負担が生じていることから正社員と同一の基準での支給が必要

うちの事業所は大丈夫…？ 何をすればいいの…？ そんな事業主の方を「働き方改革推進支援センター」がサポートします！

※詳細は裏面をご覧ください。

パートタイム・有期雇用労働法
キャリアクター「P/O」ちゃん

厚生労働省 都道府県労働局

働き方改革推進支援センターを利用してみませんか？

全国47都道府県にあるセンターで、社会保険労務士などの専門家が無料で相談に応じています



来所・電話相談

来所・電話によりご相談を承ります。
（受付時間：原則 平日9:00～17:00）



企業へのコンサルティング

専門家が、会社への訪問もしくはオンラインによるコンサルティングを実施しています。



助成金の活用相談

働き方改革推進支援助成金やキャリアアップ助成金など、働き方改革に関連する助成金の相談を承ります。



メール相談

メールでの相談も承ります。



セミナー開催

企業向けのセミナーを随時開催しています。



働き方改革推進支援センター

※コンサルティングの申し込みやセミナーの開催情報などは事業所の所在地の都道府県名をクリックしてご覧ください。

相談事例紹介



事業主

取り組んだ感想

法的知識がないまま、各種手当の見直しに取り組んできたが、間違っていたことも多々あり、どのように見直しをすればよいか分からなかった。
今回の支援で法令を遵守しながら待遇の改善ができ、大変心強く、ありがたと思っている。



基本給以外にさまざまな手当を支給しているが、明確な基準はない。支給基準を明確にすれば働く意欲がもっと向上すると思うが、何をすればいいかわからない…

その問題一緒に解決しましょう！

各種手当を全て正社員と非正規雇用労働者で同一にする必要はありません。各手当の性質・目的を確認していくことで、その支給基準を明確にし、規定に定め、「見える化」しましょう。

社会保険労務士

※キャリアアップ助成金とは

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といった非正規雇用の労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度です。

例1：賃金規定等改定コース

有期雇用労働者等^{※1}の基本給の賃金規定等^{※2}を3%以上増額改定し、その規定を適用させた場合に助成。

※1 正社員以外のいわゆる「非正規雇用労働者」のこと。
※2 基本給の額を定めた規定や賃金テーブル、賃金一覧表のこと。

例2：正社員化コース

就業規則または労働協約等に規定した制度に基づき、有期雇用労働者等を正社員化^{※3}した場合に助成。
※3 正社員への転換または直接雇用（派遣労働者の場合）のこと。多様な正社員（勤務地限定・職務限定・短時間正社員）への転換、直接雇用も「正社員化」に含まれます。

■助成額（労働者1人あたり）

企業規模	賃金引上げ率	
	3%以上5%未満	5%以上
中小企業	5万円	6万5,000円
大企業	3万3,000円	4万3,000円

■助成額（労働者1人あたり）

企業規模	正社員化率	
	有期雇用労働者	無期雇用労働者
中小企業	80万円	40万円
大企業	60万円	30万円

※令和6年3月時点

詳しくは

キャリアアップ助成金 検索

令和6年1月作成 リーフレットNo.4

厚労省の取組

1. 持続的な賃上げを実現するための生産性向上・省力化・成長投資支援

<基本的な課題認識と対応の方向性>

- 物価高や、構造的な人手不足等、厳しい経営環境に直面する中小企業・小規模事業者の“稼ぐ力”を強化するため、予算・税・制度等の政策手段を総動員して支援。これらを通じ、賃上げ原資を確保し、持続的な賃上げにつなげる

1. 生産性向上支援の拡充（ものづくり補助金、IT導入補助金、持続化補助金、事業承継・M&A補助金）【3,400億円（生産性革命推進事業）の内数】

- 中小企業・小規模事業者の設備投資、販路開拓、IT導入、事業承継等を支援
- 例えば、以下の措置拡充を実施
 - 最低賃金近傍の事業者に対する支援として、補助率を1/2→2/3に引上げ（ものづくり補助金、IT導入補助金）
 - 設備投資や取引実態等に合わせ、補助上限・枠・要件見直し（ものづくり補助金、IT導入補助金、持続化補助金、事業承継・M&A補助金等）などを実施し、より使い勝手のよい、政策効果の高い支援制度に見直し。具体的には以下の見直しを実施

- （ものづくり補助金）
 - 製品・サービス高付加価値化枠について、従業員区分を見直し、21人以上の中小企業を対象に、補助上限を引上げ、賃上げ動向を踏まえ、賃上げ要件、運用等を見直し など
 - （IT導入補助金）
 - セキュリティ枠の補助上限引上げ・要件見直し、汎用ツール・導入後支援の補助対象化 など
 - （小規模事業者持続化補助金）
 - 経営計画の策定に重点化し、枠の整理等、制度を簡素化（通常枠、創業枠等に再編等）
 - （事業承継・M&A補助金）
 - PMIを後押しするためのPMI推進枠の創設や、早期承継促進のための枠再編（事業承継促進枠への改定等）、M&Aのトラブル防止に資するDD費用の支援拡充や100億企業創出加速化を図るための補助上限の引上げ

2. 新事業への進出にかかる支援の推進（新事業進出補助金の創設）【既存基金の活用（1,500億円規模）】

- 中小企業・小規模事業者の成長につながる新事業進出・事業転換を重点的に支援するための新たな支援措置を創設

- 要件：企業の成長・拡大に向けた新規事業への挑戦（新規性）や資金要件等
- 補助対象経費：建物費・機械装置費・システム構築費・技術導入費・専門家経費 等

3. 成長支援の新設・強化

● 中小企業成長加速化補助金の創設【3,400億円（生産性革命推進事業）の内数】

- 意欲ある中小企業・小規模事業者の飛躍的成長を実現するため、売上高100億円を目指す中小企業等への設備投資や中小機構による多様な経営課題（M&A・海外展開・人材育成等）への支援等を創設
- 要件：売上100億円を目指すビジョン・潜在力、資金要件 等
- 補助対象経費：建物費・機械装置費・ソフトウェア費・外注費・専門家経費 等

● 中堅・中小成長投資補助金の拡充【1,400億円、新規3年3,000億円】

- 地方においても持続的な賃上げを実現するため、地域の雇用を支える中堅・中小企業が、足元の人手不足等の課題に対応するために行う工場等の拠点の新設等の大規模投資を実施することを支援するとともに、大企業から経営人材を受け入れる中堅・中小企業に対する給付金を拡充し、着実な事業成長等を実行可能な経営体制の整備を促進

● 100億企業育成ファンド出資事業【30億円】

- 中小機構出資ファンドを通じ、売上高100億円超を目指す中小企業等へリスクマネー供給を実施

4. 省力化投資支援の運用改善

- オーダーメイド形式も幅広く対象となる省力化投資支援の新設、カタログ形式の省力化投資支援の運用改善など、全方位型の省力化投資支援へ再編【既存基金の活用（3,000億円規模）】

2. 価格転嫁対策の強化

<中小企業取引対策事業>【8.3億円】

- 価格交渉促進月間のフォローアップ調査等により、中小企業・小規模事業者の取引適正化を推進

3. 資金繰り支援、経営改善・事業再生・再チャレンジ支援

<日本政策金融公庫による資金繰り支援>【既存予算の活用】

- 日本公庫等の通常資本性劣後ローンの要件を見直し、成長志向の中小企業を後押し（省力化投資に取り組む事業者を対象に追加、金利水準の引き下げ、貸付限度額の拡充）
- 加えて、下記の資金繰り支援を実施
 - コロナ特別貸付を終了し、当該貸付の償還等への対応を目的とした制度（基準金利）を創設
 - 物価高騰の影響を受けた事業者へのセーフティネット貸付の金利引下げ措置（▲0.4%）を継続
 - 賃上げに取り組む場合の金利低減措置（賃上げ貸付利率特例制度）を継続
 - 令和6年能登半島地震特別貸付等、能登半島の資金繰り支援の継続 など

<信用保証協会による資金繰り支援>【既存予算の活用】

- 民間金融機関のローバー融資と組み合わせた協調支援型の信用保証制度を創設し、3年間に限り保証料補助を実施（制度創設1年目に利用した場合は1/2、制度創設2年目は1/3、制度創設3年目は1/4等）
- 物価高等の影響を受ける事業者への経営改善・再生支援を強化するための経営改善サポート保証を継続

<経営改善・事業再生・再チャレンジ支援の拡充>【既存予算の活用+61億円の内数】

- 早期経営改善計画策定支援事業を通じた金融機関による経営改善支援の拡充
- 中小企業活性化協議会を通じた再チャレンジ支援の拡充（法人破産及び経営者保証ガイドライン手続に係る各種手続費用・専門家費用等）

4. 中小企業・小規模事業者活性化（相談体制強化等）【203億円】

<事業環境変化対応型支援事業>【112億円】

- 商工会・商工会議所等への専門家の派遣等、よろず支援拠点へのコーディネーター増員等による相談体制強化。インボイスに係る課題解決に向け相談受付窓口設置

<中小企業活性化・事業承継総合支援事業>【61億円】

- 事業再生等計画策定支援、事業承継・事業引継ぎ支援のため、中小企業活性化協議会、事業承継・引継ぎ支援センターの体制を拡充
- 中小企業活性化協議会を通じた再チャレンジ支援の拡充【再掲】

5. 災害からの復旧・復興【223億円】

<令和6年能登半島地震等の切れ目ない復旧支援の継続>【213億円】

- 能登半島をはじめとする被災地域の速やかな復旧及び復興を支援するため、なりわい補助金（令和6年能登半島地震等、令和2年7月豪雨）、グループ補助金（令和3年・令和4年福島県沖地震）等を措置

<地方公共団体による小規模事業者支援推進事業の拡充>【10億円】

- 局激指定災害に関する自治体連携型補助金について、補助対象拡大（中小企業の対象化、施設建替の対象化）するとともに、補助上限を5億円まで引き上げ

価格交渉促進月間（2024年9月） フォローアップ調査結果

令和6年11月29日
中小企業庁

2024年9月 価格交渉促進月間フォローアップ調査の概要

- 原材料費やエネルギー費、労務費等が上昇する中、多くの中小企業が価格交渉・価格転嫁できる環境整備のため、2021年9月より毎年9月と3月を「価格交渉促進月間」と設定。2024年9月で7回目。
- 成果を確認するため、各「月間」の終了後、価格交渉、価格転嫁の実施状況について、中小企業に対して「① アンケート調査、② 下請Gメンによるヒアリング」を実施。必要に応じて大臣名での指導・助言等に繋げていく。

① アンケート調査

- 調査の内容
中小企業等に、**2024年4月～2024年9月末までの期間**における、発注企業（最大3社分）との間の価格交渉・転嫁の状況を問うアンケート票を送付。調査票の配布先の業種は、経済センサスの産業別法人企業数の割合（BtoC取引が中心の業種を除く）を参考にして抽出。
- 配布先の企業数 30万社
- 調査期間 **2024年9月25日～11月11日**
- 回答企業数 **51,282社**（回答から抽出される**発注企業数**は延べ54,430社）
※回答企業のうち、取引先がグループ企業のみなどの理由により、回答対象外の企業は14,166社
※参考：2024年3月調査：**46,461社**（延べ67,390社）
2023年9月調査：**36,102社**（延べ44,059社）
- 回収率 **17.1%**（※回答企業数／配布先の企業数）
※参考：2024年3月調査：**15.5%**、2023年9月調査：**12.0%**

② 下請Gメンによるヒアリング調査

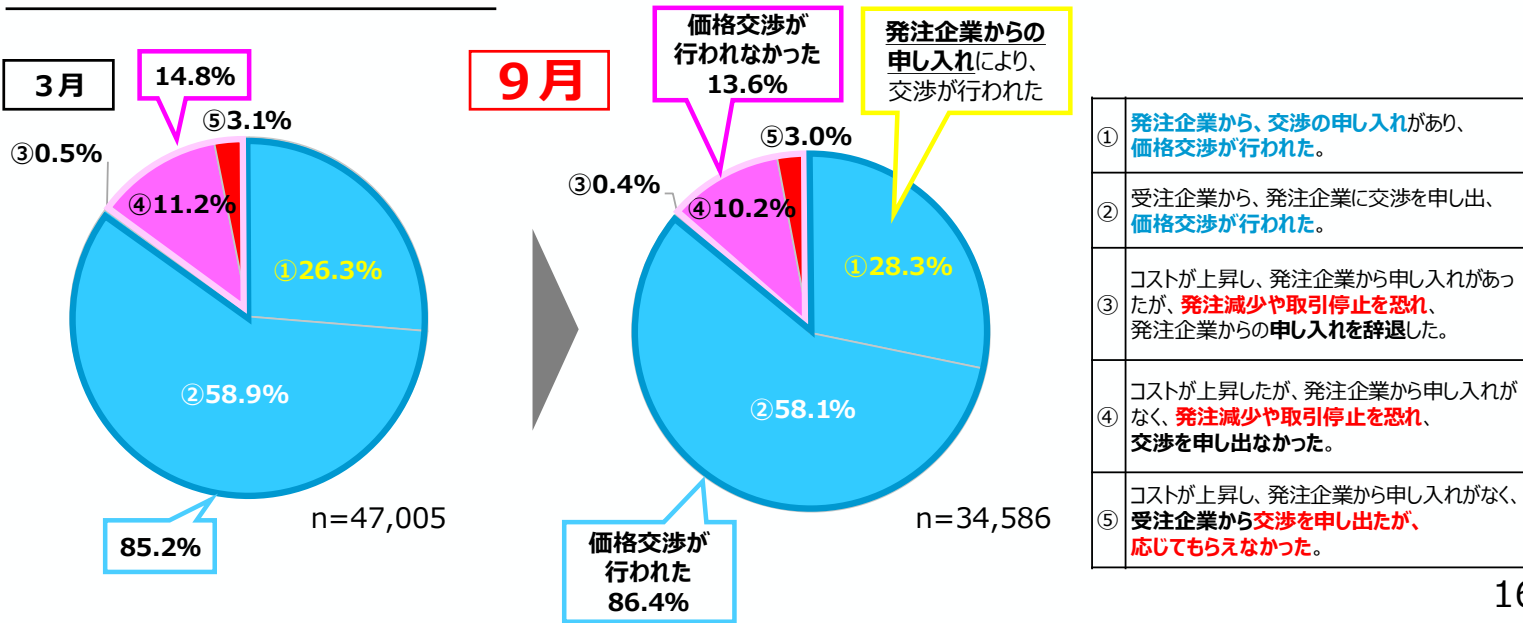
- 調査の内容
発注企業との間における価格交渉の内容や転嫁状況等について、全国の中小企業から広くヒアリングを実施。
- 調査期間 **2024年10月21日～12月中旬**（予定）
- ヒアリング件数 約2,000社（予定）

価格交渉の状況

※ 「価格交渉は不要」との回答を除いた場合の回答分布

- 「発注側企業から申し入れがあり、価格交渉が行われた」割合（①）は、前回から約 2ポイント増の28.3%。
- 「価格交渉が行われた」割合（①②）も前回から約 1ポイント増の86.4%。
- 「価格交渉が行われなかった」割合（③④⑤）は減少（前回14.8%→13.6%）。
- 発注企業からの申し入れは浸透しつつあるものの、引き続き、受注企業の意に反して交渉が行われなかった者が約1.5割。引き続き、労務費指針の徹底等による価格交渉・転嫁への機運醸成が重要。

直近6か月間における価格交渉の状況

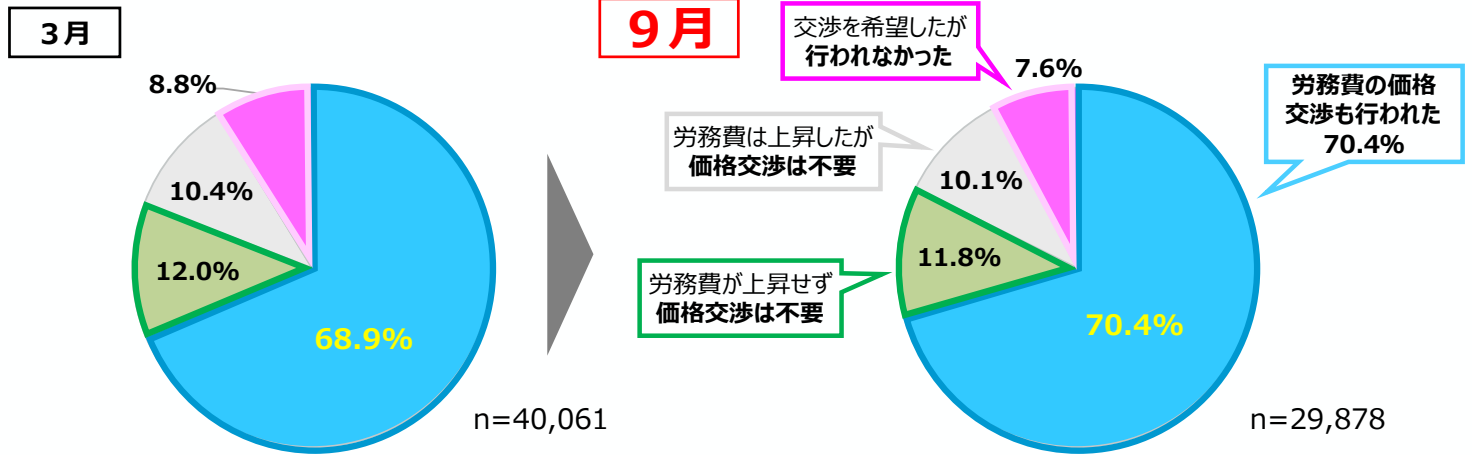


労務費に係る価格交渉の状況

※2023年11月に、「**労務費指針**（労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針）」が策定・公表されたことを踏まえ、今回の調査においても、「**労務費について価格交渉ができたか**」を調査。

- 価格交渉が行われた企業（54.9%）のうち**7割超**において、**労務費についても交渉を実施**（前回68.9%→**70.4%**）
- 一方で、「労務費が上昇し、**価格交渉を希望したが出来なかった**」と回答した企業は、前回より減少（前回8.8%→**7.6%**）したものの、依然として**1割弱存在**。
- 引き続き、公正取引委員会等と連携し、「**労務費指針**」を周知・徹底していく。

労務費の交渉状況



アンケート回答企業からの具体的な声

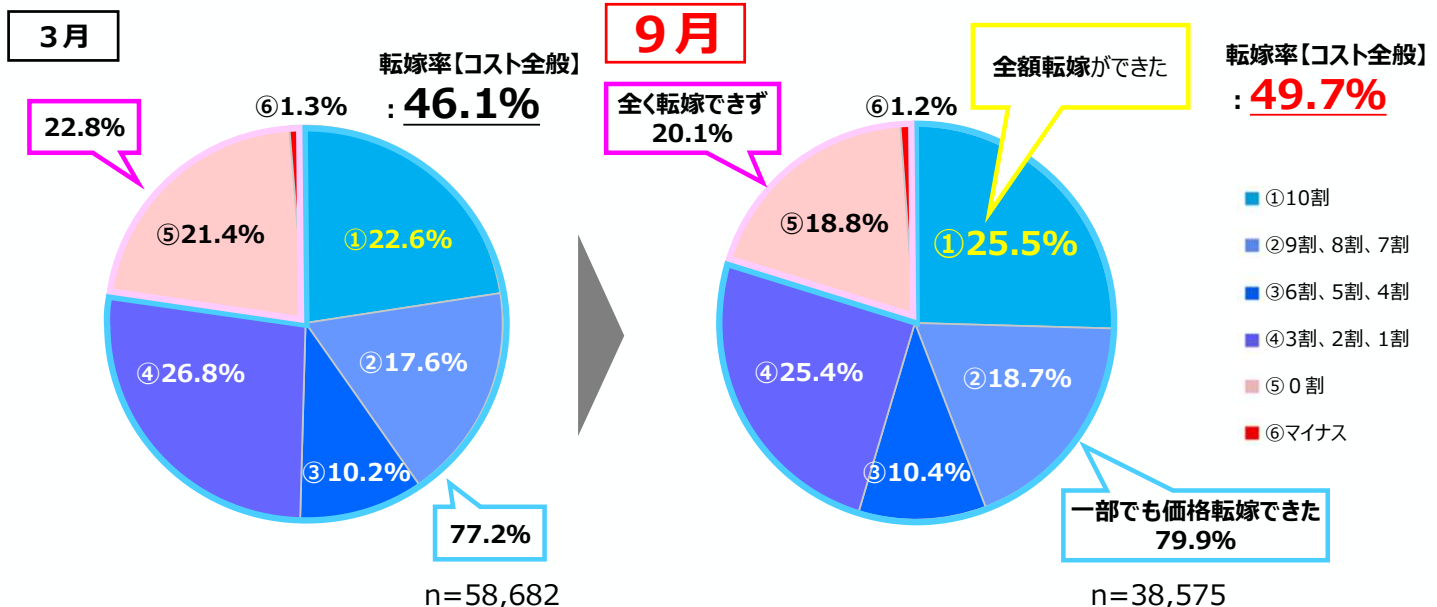
- ▲労務費の高騰分は、**自社の企業努力により賄うよう求められた**。転嫁を認めてもらえないため、賃上げ等の待遇改善が進まない。
- ▲労務費が上昇しているため、「**労務費指針**」別添の表を基に見積書を作成し、交渉を申し入れたが、**協議自体を拒否された**。

価格転嫁の状況①【コスト全般】

※「価格転嫁は不要」との回答を除いた場合の回答分布

- コスト全体の価格転嫁率は49.7%**、今年3月より**約3ポイント増加**（前回46.1%→**49.7%**）。
- 「**全額転嫁できた**」割合（①）は、前回から**約3ポイント増の25.5%**。
- 「**一部でも転嫁できた**」割合（①②③④）も前回から**約3ポイント増の79.9%**。
- 「**転嫁できなかった**」「**マイナスとなった**」割合（⑤⑥）は**減少**（22.8%→**20.1%**）。
- **価格転嫁の状況は改善してはいるが、転嫁できない企業との二極化がみられ、転嫁対策の徹底が重要**。

直近6か月間における価格転嫁の状況



価格転嫁の状況②【コスト要素別】

※「価格転嫁は不要」との回答を除いた場合の回答分布

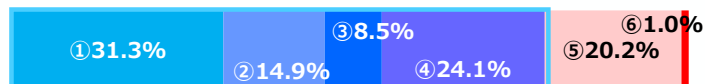
- ・ 労務費、エネルギー費の転嫁率は、原材料費と比較して約7ポイント低い水準（前回と同じ）。いずれも前回（今年3月）より4～5%ポイント上昇。
- 労務費指針や、エネルギー費の全額転嫁を目指す旨の振興基準等の影響が、徐々に浸透しつつある。

経産省の取組

原材料費

9月

転嫁率：51.4%



3月

転嫁率：47.4%



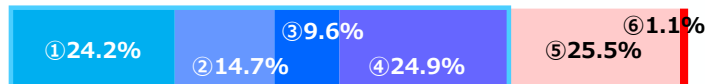
一部でも
価格転嫁できた

全く転嫁できず
or 減額

労務費

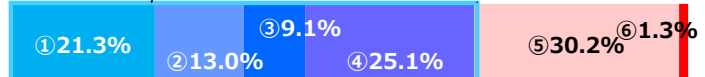
9月

転嫁率：44.7%



3月

転嫁率：40.0%



エネルギー費

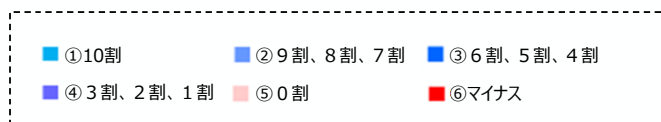
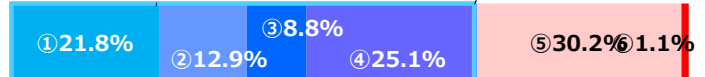
9月

転嫁率：44.4%



3月

転嫁率：40.4%



19

価格転嫁の状況②【コスト要素別】（「価格転嫁不要」の回答を含む）

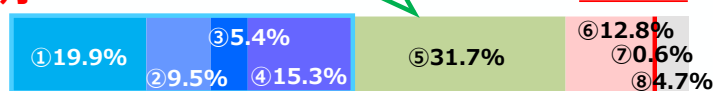
- ・ 価格転嫁を不要とする回答は、約13～14ポイント増加。
- ・ コスト増加分を全額転嫁できた割合と価格転嫁不要の割合の合計は約10～12ポイント増加。

経産省の取組

原材料費

9月

転嫁率：51.4%



3月

転嫁率：47.4%



一部でも
価格転嫁できた

全く転嫁できず
or 減額

労務費

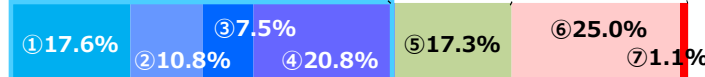
9月

転嫁率：44.7%



3月

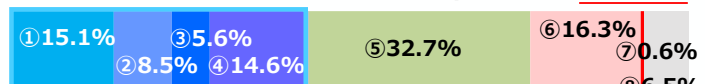
転嫁率：40.0%



エネルギー費

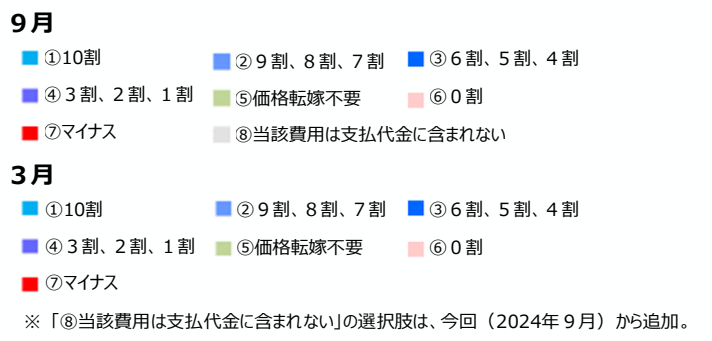
9月

転嫁率：44.4%



3月

転嫁率：40.4%



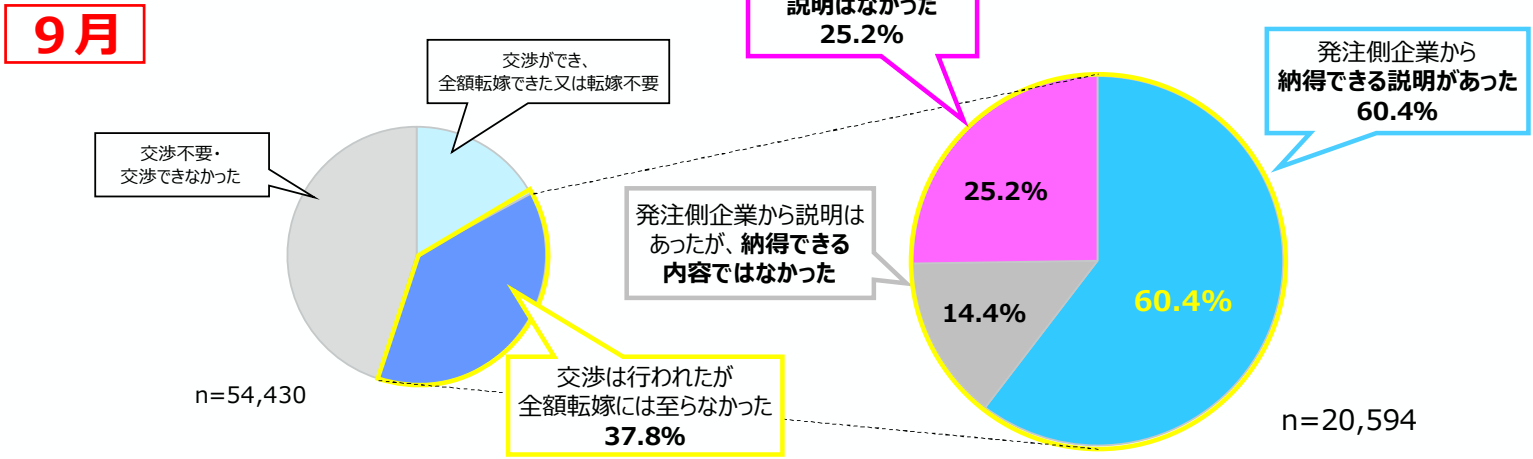
※「⑧当該費用は支払代金に含まれない」の選択肢は、今回（2024年9月）から追加。

20

価格転嫁に関する発注側企業による説明

- 価格交渉が行われたものの、コスト上昇分の全額の価格転嫁には至らなかった企業（全体の37.8%）のうち、発注側企業から価格転嫁について、「納得できる説明があった」と回答した企業は約6割。
- 一方で、「発注側企業から説明はあったものの、納得できるものではなかった」又は「発注側企業からの説明はなかった」とする回答が約4割。
 - 発注側企業に対し、価格交渉の場の設定のみならず、価格に関する受注側企業への十分な説明も求めている必要。

発注側企業からの説明状況



アンケート回答企業からの具体的な声

- ▲ 自社の要望は全く聞き入れず、希望額の半分しか値上げされなかった。事前に説明等もなく、一方的に決められた。
- ▲ 労務費の上昇について資料を作成し協議を行ったが、明確な根拠なく価格は据え置かれ、10年近く単価が変わっていない。

価格交渉の実施状況の業種別ランキング【発注企業の業種毎に集計】

※ 価格交渉の実施状況に係る回答を点数化し、発注企業の業種毎に平均点を集計。

- 価格交渉に応じられていない業種は、交渉の結果である価格転嫁率においても、比較的低い順位にある。

順位	業種	前回	今回平均点
—	全体	6.54	6.75
1位	造船↑	6.46	7.51
2位	広告↑	6.70	7.50
3位	化学↓	7.54	7.41
4位	金融・保険↑	5.21	7.30
5位	電気・ガス・熱供給・水道↓	7.18	7.22
6位	卸売↑	6.89	7.17
7位	建設↑	6.61	7.15
8位	製薬↓	7.38	7.13
9位	情報サービス・ソフトウェア→	6.88	6.94
10位	繊維↓	6.94	6.89
11位	運輸・郵便（トラック運送除く）	6.64	6.75
12位	廃棄物処理↓	7.01	6.74
13位	食品製造↓	6.63	6.72
14位	鉱業・採石・砂利採取↓	7.39	6.70
14位	紙・紙加工↑	6.42	6.70
16位	建材・住宅設備↑	6.10	6.68
17位	機械製造→	6.44	6.67
18位	電機・情報通信機器↓	6.51	6.63
19位	自動車・自動車部品↑	6.33	6.60
20位	不動産・物品賃貸↑	6.15	6.56
21位	飲食サービス↓	6.98	6.45
22位	農業・林業	6.26	6.41
23位	小売↓	6.70	6.38
24位	金属↓	6.12	6.27
25位	通信↓	6.15	6.20
26位	生活関連サービス	6.07	6.07
27位	印刷↓	6.54	5.90
28位	石油製品・石炭製品製造↓	5.23	5.77
29位	放送コンテンツ↓	6.38	5.32
30位	トラック運送↓	5.62	5.28
—	その他	—	—

※ 今回調査より、回答項目を一部変更し、業種を一部追加。
※ 表中、↑↓→は前回調査と比較した結果（順位）の上がり下がりを示す。
※ 価格交渉が行われたか、下記の評価方法で回答を点数化し、発注企業の業種別に集計。
（例）家電メーカー（発注者）が、トラック運送業者（受注者）に運送委託するケースは、「電機・情報通信機器」に集計。

質問① 交渉有無	質問② 交渉申し入れ 有無	質問③ 交渉が実現しなかった理由	点数
行われた	申し入れがあった	—	10点
	申し入れがなかった	—	8点
行われなかった	申し入れがあった	コストが上昇せず、交渉は不要と判断し、辞退したため	10点
		コストが上昇したが、交渉は不要と判断し、辞退したため	10点
		支払代金が市場価格に連動するため、交渉は不要と判断し、辞退したため	対象外
		入札方式により価格を決定しているため、交渉は不要と判断し、辞退したため	対象外
	申し入れがなかった	コストが上昇したが、発注量減少や取引停止を恐れ、辞退したため	5点
		コストが上昇せず、交渉は不要と判断し、交渉を申し出なかったため	対象外
		コストが上昇したが、交渉は不要と判断し、交渉を申し出なかったため	対象外
		支払代金が市場価格に連動するため、交渉は不要と判断し、交渉を申し出なかったため	対象外
		入札方式により価格を決定しているため、交渉は不要と判断し、交渉を申し出なかったため	対象外
		コストが上昇したが、発注量減少や取引停止を恐れ、交渉を申し出なかったため	－5点
		コストが上昇し、交渉を申し出たが、応じてもらえなかったため	－10点

価格転嫁の実施状況の業種別ランキング【発注企業の業種毎に集計】

経産省の取組

- 製造業系が上位にあり、トラック運送、放送コンテンツ等が厳しい等の全体的な傾向は従前通りだが、**トラック運送は約 1 ポイント、放送コンテンツは約 6 ポイント上昇。**

2024年9月			コスト増に対する転嫁率		各要素別の転嫁率		
					原材料費	エネルギー費	労務費
②業種別	①全体		↑ 49.7% (46.1%)		↑ 51.4% (47.4%)	↑ 44.4% (40.4%)	↑ 44.7% (40.0%)
	1位	化学	↑ 61.9% (61.0%)		↑ 65.0% (63.2%)	↑ 57.9% (54.1%)	↑ 54.6% (51.1%)
	2位	飲食サービス	↑↑ 59.0% (51.5%)		↑↑ 61.2% (53.0%)	↑↑↑ 49.0% (38.3%)	↑↑↑ 49.4% (37.8%)
	3位	造船	↑↑ 57.0% (49.1%)		↑↑ 62.1% (53.8%)	↑↑↑ 56.5% (45.2%)	↑↑↑ 53.2% (42.5%)
	4位	食品製造	↑↑ 55.3% (50.0%)		↑↑ 58.3% (51.6%)	↑ 47.6% (42.7%)	↑↑ 47.2% (41.2%)
	5位	電機・情報通信機器	↑ 54.8% (51.2%)		↑ 58.9% (55.9%)	↑↑ 49.6% (43.8%)	↑↑ 48.7% (42.9%)
	6位	機械製造	↑ 54.3% (51.9%)		↑ 60.7% (57.0%)	↑ 49.1% (45.3%)	↑↑ 47.4% (43.3%)
	7位	製薬	↑ 53.6% (53.5%)		↑ 60.4% (56.5%)	↑ 54.2% (49.7%)	↑↑ 46.5% (44.1%)
	8位	自動車・自動車部品	↑ 51.9% (47.1%)		↑ 59.8% (54.8%)	↑ 51.8% (47.2%)	↑↑↑ 48.9% (37.2%)
	9位	建材・住宅設備	↑↑ 51.6% (44.4%)		↑ 51.6% (47.0%)	↑↑ 44.9% (39.5%)	↑ 42.8% (39.4%)
	10位	卸売	↑ 51.2% (47.0%)		↑ 51.7% (47.5%)	↑ 43.9% (39.6%)	↑ 42.9% (38.3%)
	11位	廃棄物処理	↑↑↑ 50.7% (39.1%)		↑↑ 43.1% (35.0%)	↑↑↑ 47.0% (34.8%)	↑↑↑ 48.7% (34.6%)
	12位	建設	↑ 50.3% (46.9%)		↑ 51.6% (47.3%)	↑ 46.0% (42.0%)	↑ 47.4% (43.8%)
	12位	金属	↑ 50.3% (46.2%)		↑↑ 55.4% (49.8%)	↑ 44.5% (41.5%)	↑ 42.6% (37.9%)
	14位	紙・紙加工	↑↑ 50.2% (45.1%)		↑ 49.9% (45.9%)	↑↑ 43.0% (37.5%)	↑↑ 42.7% (37.4%)
	15位	鉱業・採石・砂利採取	↑↑ 49.8% (48.6%)		↓ 47.4% (47.8%)	↑ 43.6% (43.3%)	↑ 43.4% (42.0%)
	16位	繊維	↓ 49.0% (49.9%)		↓ 48.8% (51.4%)	↑ 45.3% (43.2%)	↑↑ 46.8% (41.3%)
	17位	小売	↑ 48.8% (47.1%)		↑ 49.2% (47.8%)	↑ 41.7% (40.5%)	↑ 40.5% (38.6%)
	18位	印刷	↑ 48.5% (43.5%)		↑ 49.0% (46.6%)	↑ 41.1% (37.2%)	↑↑ 40.6% (34.7%)
	19位	生活関連サービス	↑↑ 48.4% (39.6%)		↑↑ 48.2% (40.5%)	↑↑ 41.2% (31.8%)	↑↑↑ 42.7% (31.2%)
	20位	不動産・物品賃貸	↑↑ 48.1% (42.1%)		↑ 46.5% (41.8%)	↑ 41.0% (38.7%)	↑↑ 45.4% (38.9%)
	21位	電気・ガス・熱供給・水道	↓ 48.0% (48.3%)		↓ 49.0% (49.4%)	↓ 43.5% (44.9%)	↓ 43.9% (45.1%)
	22位	石油製品・石炭製品製造	↑ 47.6% (43.9%)		↑ 55.5% (51.8%)	↑ 42.9% (38.8%)	↑ 41.0% (37.4%)
	23位	情報サービス・ソフトウェア	47.1% (47.1%)		↓ 38.0% (39.7%)	↓ 34.0% (35.1%)	↑ 46.3% (46.2%)
	24位	通信	↑↑ 47.0% (40.8%)		↑↑ 44.7% (38.9%)	↑↑ 40.5% (35.0%)	↑↑ 45.7% (38.3%)
	25位	運輸・郵便（トラック運送除く）	↑↑ 45.5% (39.8%)		↑↑ 44.3% (37.2%)	↑↑ 41.6% (35.2%)	↑↑ 42.8% (35.8%)
	26位	農業・林業	↑ 41.2% (38.8%)		↑ 39.9% (39.1%)	↑ 37.3% (33.8%)	↑ 36.1% (32.2%)
	27位	金融・保険	↑↑ 40.9% (35.3%)		↑ 36.3% (34.1%)	↑ 31.7% (28.8%)	↑↑ 37.4% (32.3%)
	28位	放送コンテンツ	↑↑ 39.8% (33.7%)		↑↑ 40.4% (33.8%)	↑↑ 36.2% (27.8%)	↑↑↑ 36.8% (31.7%)
	29位	広告	↓↓↓ 31.4% (46.9%)		↓↓↓ 32.3% (49.1%)	↓↓↓ 26.4% (40.2%)	↓↓↓ 32.1% (42.3%)
	30位	トラック運送	↑ 29.5% (28.1%)		↑ 25.7% (24.6%)	↑ 27.2% (25.9%)	↑ 26.9% (24.0%)
	-	その他	-		-	-	-

※ 3月時点との変化幅と矢印の数の関係 ↑：1～4ポイント 上昇、↑↑：5～9ポイント 上昇、↑↑↑：10ポイント以上 上昇 ※（）内は前回の転嫁率を示す。

価格転嫁の実施状況の業種別ランキング【受注企業の業種毎に集計】

経産省の取組

- 受注者として、価格転嫁してもらえている業種（上位にある業種）は、発注者としても価格転嫁に応じている傾向。
- 製造業系が上位にあり、トラック運送、放送コンテンツ等が厳しい等の傾向は従前通りだが、**トラック運送は約 2 ポイント、放送コンテンツは約 3 ポイント上昇**

2024年9月			コスト増に対する転嫁率		各要素別の転嫁率		
					原材料費	エネルギー費	労務費
②業種別	①全体		↑ 49.7% (46.1%)		↑ 51.4% (47.4%)	↑ 44.4% (40.4%)	↑ 44.7% (40.0%)
	1位	卸売	↑ 60.3% (55.9%)		↑ 61.9% (57.3%)	↑ 51.2% (46.2%)	↑↑ 49.6% (44.3%)
	2位	製薬	↓ 58.6% (60.0%)		↑↑ 80.0% (73.8%)	↑↑ 72.9% (67.5%)	↓↓↓ 40.0% (60.0%)
	3位	機械製造	↑ 57.3% (54.2%)		↑ 62.1% (58.8%)	↑ 52.7% (48.6%)	↑ 51.8% (46.9%)
	4位	化学	↓ 55.3% (58.6%)		↓ 59.0% (62.4%)	↑ 51.7% (50.1%)	↑ 47.0% (45.2%)
	5位	飲食サービス	↑↑↑ 55.0% (25.9%)		↑↑↑ 53.6% (32.0%)	↑↑↑ 47.0% (20.2%)	↑↑↑ 49.0% (20.8%)
	6位	電機・情報通信機器	↑↑ 54.9% (51.0%)		↑ 58.8% (56.0%)	↑↑ 48.4% (44.2%)	↑↑ 48.3% (43.2%)
	7位	印刷	↑↑ 53.1% (47.4%)		↑ 54.2% (49.8%)	↑ 44.3% (40.8%)	↑↑ 44.3% (38.3%)
	8位	小売	↑ 52.6% (49.7%)		↑ 54.0% (50.8%)	↑ 44.5% (40.7%)	↑ 44.7% (39.7%)
	9位	金属	↑↑ 52.3% (46.4%)		↑↑ 59.7% (52.4%)	↑↑ 47.7% (41.6%)	↑↑ 45.1% (37.3%)
	10位	広告	↑↑ 50.4% (45.8%)		↑↑ 53.7% (44.1%)	↑ 44.7% (40.6%)	↑ 45.4% (43.1%)
	11位	食品製造	↑ 50.0% (49.3%)		↑ 51.4% (50.3%)	↑ 44.5% (43.1%)	↑ 43.8% (40.8%)
	12位	建設	↑ 49.8% (46.2%)		↑ 51.6% (46.7%)	↑ 46.3% (41.9%)	↑ 48.0% (43.6%)
	13位	自動車・自動車部品	↑↑ 49.7% (43.2%)		↑ 59.6% (54.8%)	↑↑ 51.7% (45.8%)	↑↑↑ 48.4% (33.1%)
	13位	繊維	↑↑ 49.7% (49.5%)		↓ 49.3% (50.4%)	↑ 44.9% (44.5%)	↑ 44.1% (43.0%)
	15位	造船	↑↑ 49.5% (43.7%)		↑ 53.0% (50.4%)	↑ 47.7% (45.5%)	↑↑ 46.8% (41.1%)
	16位	建材・住宅設備	↑ 48.3% (47.0%)		↑ 49.8% (47.6%)	↑ 43.8% (39.6%)	↑ 40.8% (40.1%)
	17位	情報サービス・ソフトウェア	↑ 47.8% (46.3%)		↑ 41.8% (40.7%)	↑ 37.0% (35.5%)	↑ 47.3% (45.8%)
	18位	運輸・郵便（トラック運送業除く）	↑↑ 47.7% (40.6%)		↑↑ 44.8% (35.5%)	↑↑ 44.1% (35.9%)	↑↑ 43.7% (37.1%)
	19位	石油製品・石炭製品製造	↑↑ 46.7% (40.9%)		↑ 55.6% (51.0%)	↑↑ 41.7% (35.6%)	↑↑ 39.3% (31.0%)
	20位	紙・紙加工	↓ 44.7% (47.7%)		↓ 45.8% (50.4%)	↑ 40.3% (38.2%)	↑ 38.5% (37.5%)
	21位	鉱業・採石・砂利採取	↑ 43.1% (41.2%)		↑ 40.3% (39.0%)	↑ 36.5% (37.1%)	↑ 36.8% (32.8%)
	22位	不動産・物品賃貸	↑↑ 42.8% (36.5%)		↓ 34.3% (35.5%)	↓ 35.1% (36.4%)	↑↑ 40.1% (33.8%)
	23位	電気・ガス・熱供給・水道業	↓ 42.1% (44.7%)		↓ 43.6% (46.7%)	↓ 37.5% (41.1%)	↓ 37.2% (39.8%)
	24位	廃棄物処理	↑↑ 38.4% (32.8%)		↑↑ 36.5% (29.2%)	↑↑ 36.5% (29.2%)	↑↑ 35.4% (27.3%)
	25位	生活関連サービス	↑ 38.1% (34.8%)		↑ 34.5% (33.3%)	↓ 29.3% (29.8%)	↑ 33.7% (32.1%)
	26位	放送コンテンツ	↑ 38.0% (35.3%)		↑ 38.0% (36.6%)	↑ 34.6% (32.4%)	↑ 37.9% (35.3%)
	27位	農業・林業	↑↑ 36.5% (29.9%)		↑ 34.3% (29.9%)	↑↑ 32.7% (26.9%)	↑↑ 32.5% (24.4%)
	28位	通信	↓ 34.7% (38.5%)		↓ 30.7% (38.6%)	↓ 27.0% (36.0%)	↑ 38.0% (37.8%)
	29位	トラック運送	↑ 34.4% (32.2%)		↑ 29.6% (28.0%)	↑ 32.0% (30.1%)	↑ 31.1% (28.7%)
	30位	金融・保険	↓↓↓ 25.2% (37.1%)		↓↓↓ 21.2% (30.3%)	↓↓↓ 19.4% (32.1%)	↓↓↓ 21.0% (33.8%)
	-	その他	-		-	-	-

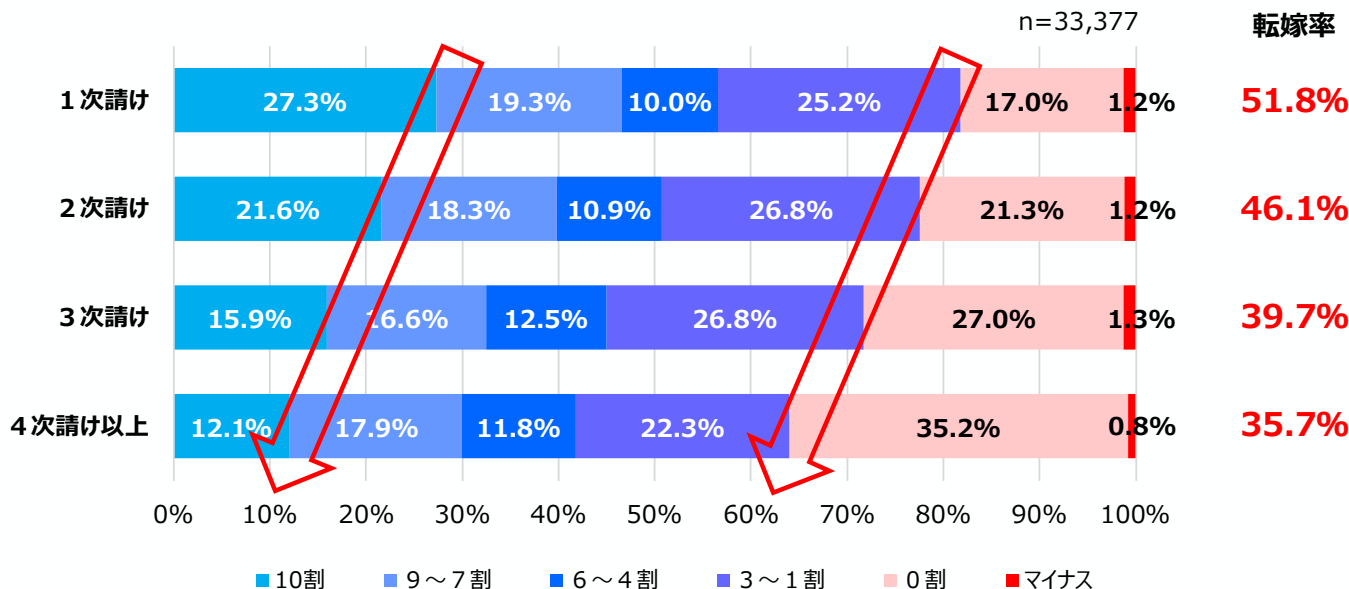
※ 3月時点との変化幅と矢印の数の関係 ↑：1～4ポイント 上昇、↑↑：5～9ポイント 上昇、↑↑↑：10ポイント以上 上昇 ※（）内は前回の転嫁率を示す。

サプライチェーンの各段階（※）における価格転嫁の状況

※各取引段階：受注側中小企業に対する、「自社が、最終製品・サービスを提供する企業から数え、どの取引段階に位置しているか」との質問への回答を集計したもの。

- 価格転嫁率は、**1次請けの企業は5割超（51.8%）**に対し、**4次請け以上の企業は35%程度**
- 特に、**4次請け以上の階層においては、全額転嫁できた企業の割合は1割程度**にとどまり、**全く転嫁できなかった**又は**減額された企業は、4割近く（36.0%）**に上る。
- 受注側企業の取引段階が深くなるにつれて、**価格転嫁割合が低くなる**傾向。
⇒ より深い段階への価格転嫁の浸透が課題。

受注側企業の取引段階と価格転嫁率



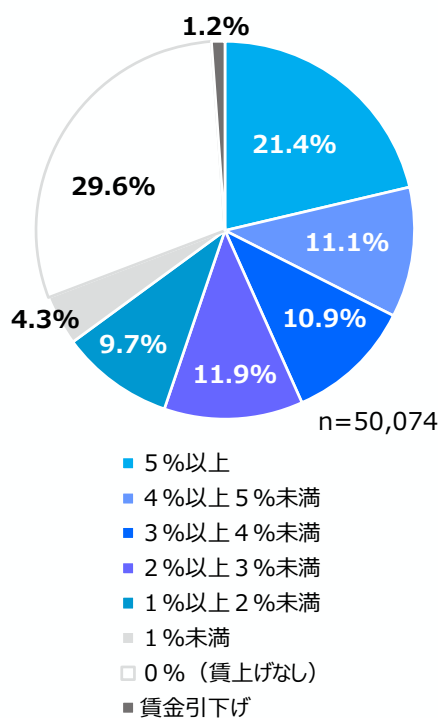
25

価格転嫁と賃上げ率（※）の関係

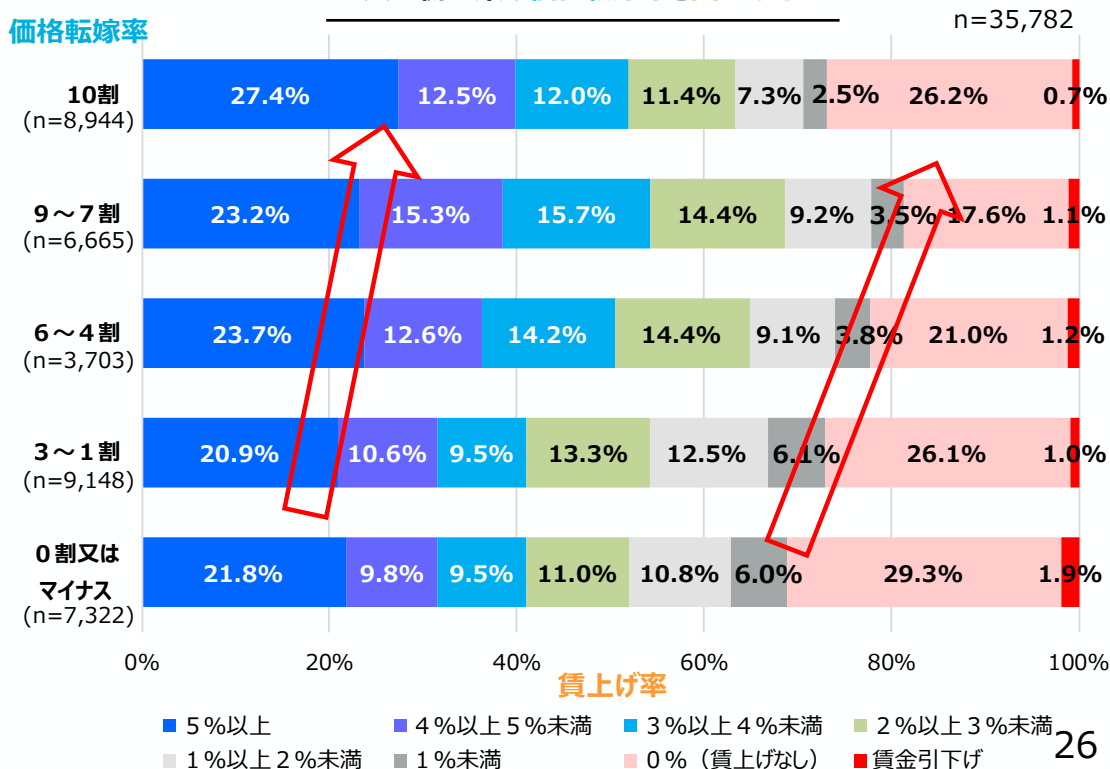
※賃上げ率：直近6か月以内に実施した、ないし、今後6か月以内に予定している賃上げ幅（定期昇給、ベースアップ、一時金等全てを含む）についての回答を集計したもの。

- 価格転嫁ができていない割合が高いほど、受注者（中小企業）の賃上げ率も高い傾向。なお、「価格転嫁できていないが5%以上、賃上げした企業」、「全額転嫁ができていても、賃上げしない企業」も存在。

受注側企業の賃上げ率分布



受注側企業の価格転嫁率と賃上げ率



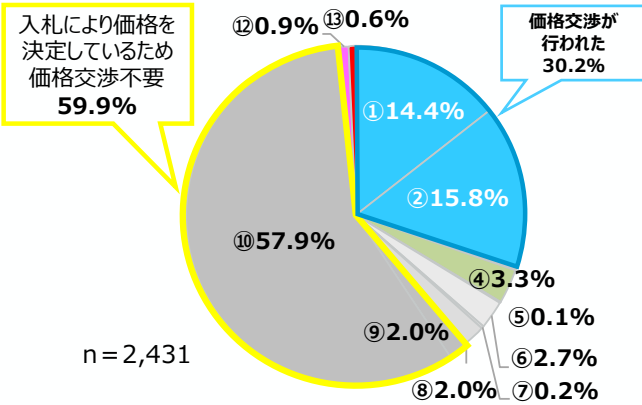
26

官公需（※）における価格交渉・価格転嫁の状況

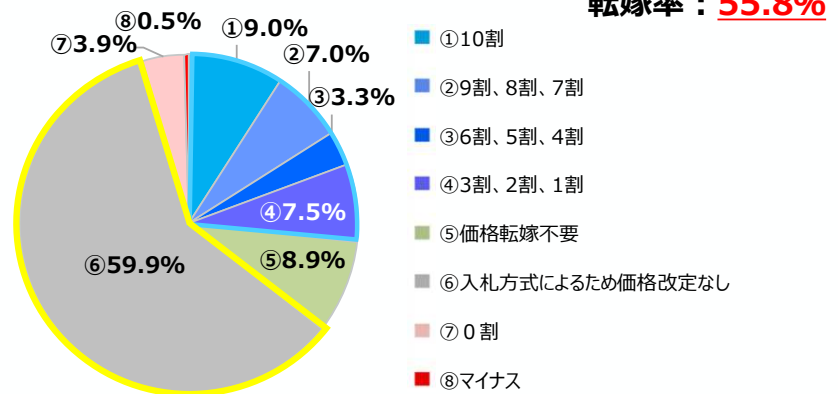
※「官公需」とは、国や地方公共団体等が、物品購入・役務の提供依頼・工事の発注を行うこと。

- 官公需の価格転嫁率は、**55.8%**。（「価格転嫁不要」、「入札により価格決定しているため価格交渉不要」の場合を除く759件の回答の平均）
- ただし、官公需全体では「入札により価格決定しているため価格交渉不要」とする回答が**約6割**。

直近6か月間における価格交渉の状況



直近6か月間における価格転嫁の状況【コスト全般】



アンケート回答企業からの具体的な声

【凡例】○：よい事例、▲：問題のある事例

- 原材料費について、受注者の発議で行えるスライド条項が契約に規定されており、単価の変更ができる。
- ▲価格交渉を申し入れたが、「予算が無い」と一蹴された。
- ▲資材費が高騰しており、発注者の設定している単価との乖離がみられたため、実際の単価との比較を提示したが、「他にそのような声は挙がっていない」と言われ、「今後検討する」との回答のみであった。

今後の価格転嫁・取引適正化対策

- 価格交渉ができる雰囲気は醸成されつつあるが、価格転嫁率のさらなる向上が必要。
- 中小・小規模事業者の賃上げ原資確保のためにも、粘り強く、以下の価格転嫁対策を継続する。

- 2025年2月上旬（目途）：発注企業の**社名リストの公表**
- 社名リスト公表後：評価が芳しくない発注企業の経営者トップへの**事業所管大臣名での指導・助言**
- 3月：3月の**価格交渉促進月間**において、価格交渉・価格転嫁を呼びかけ
- 「**労務費指針**」の周知・徹底
- パートナーシップ構築宣言**の更なる拡大・実効性の向上

賃金上昇と物価上昇の関係についての周知（消費者庁）

- 成長と分配の好循環の実現に向けた継続的な賃上げには、コスト上昇分が適切に価格転嫁できる環境の整備が必要です。
- 消費者庁では、賃金上昇が巡り巡ると物価上昇をもたらす得るという共通理解を消費者を含めた社会全体で醸成すべく、消費者の物価に対する理解を促進するための動画コンテンツを作成し、周知を図っています。

動画コンテンツ「教えて、探偵さん 物価上昇！どうする？」

「物の値段はどうやって決まる？」「日本の物価・賃金、世界と比べてここが変！」「物価をウォッチしよう！」などをテーマにわかりやすく解説。

<メインストーリー>



- ✓ 日本は2022年からパン等が値上がりしている
- ✓ 30年位、物価も賃金も横ばい
- ✓ 企業は、原材料費が高騰しても、消費者離れをおそれ値上げせず、賃上げもされず
- ✓ 物価が緩やかに上がりながら、賃金が上がっていくのが望ましい姿
- ✓ 値上がりしても商品を購入して応援する気持ちが大切

<サブストーリー>

#1 物の値段はどうやって決まる？

- ✓ 物の値段は基本的に「需給バランス」で決まる。物価が下がる/上がる状態を、デフレ/インフレという

#2 物価が上がらないのは、なぜ良くないの？

- ✓ 日本は長い間値上げを避けた結果、90年代の終わり頃から物価も賃金もあまり上がらず、外国と差がついてしまった。これがデフレの良くない理由の一つ。

#3 日本の物価・賃金、世界と比べてここが変！

- ✓ 日本では、海外諸国とは対照的に、この30年、物価も賃金も上がっていない。物価が上がらないデフレの状態が続いていたのが原因。

#4 物価はなんで上がらないの？

- ✓ 原材料費が高騰しても、値上げに敏感な消費者が離れることをおそれ、価格転嫁ができなかった。

#5 物価をウォッチしよう！

- ✓ 買い物をするとき、その値段となっている理由や背景を意識して考えてみるのが重要。

作成した動画コンテンツは、消費者庁ホームページやYouTubeに掲載し、SNS（X（旧Twitter）等）を活用した周知・啓発を行っているほか、消費者団体に対して、当該コンテンツのチラシをお送りするなどして、周知を図っています。



動画はこちらから

3~5分で見られます！

「年収の壁」への当面の対応策（「年収の壁・支援強化パッケージ」）概要

人手不足への対応が急務となる中で、短時間労働者が「年収の壁」を意識せず働くことができる環境づくりを支援するため、当面の対応として下記施策（支援強化パッケージ）に取り組むこととし、さらに、制度の見直しに取り組む。

106万円の壁への対応

◆キャリアアップ助成金

キャリアアップ助成金のコースを新設し、短時間労働者が被用者保険（厚生年金保険・健康保険）の適用による手取り収入の減少を意識せず働くことができるよう、労働者の収入を増加させる取組を行った事業主に対して、労働者1人当たり最大50万円の支援を行う。なお、実施に当たり、支給申請の事務を簡素化。

労働者の収入を増加させる取組については、賃上げや所定労働時間の延長のほか、被用者保険適用に伴う保険料負担軽減のための手当（社会保険適用促進手当）として、支給する場合も対象とする。

◆社会保険適用促進手当

事業主が支給した社会保険適用促進手当については、適用に当たっての労使双方の保険料負担を軽減するため、新たに発生した本人負担分の保険料相当額を上限として被保険者の標準報酬の算定において考慮しない。

130万円の壁への対応

◆事業主の証明による被扶養者認定の円滑化

被扶養者認定基準（年収130万円）について、労働時間延長等に伴う一時的な収入変動による被扶養者認定の判断に際し、事業主の証明の添付による迅速な判断を可能とする。

配偶者手当への対応

◆企業の配偶者手当の見直しの促進

特に中小企業においても、配偶者手当の見直しが進むよう、

- (1) 見直しの手順をフローチャートで示す等わかりやすい資料を作成・公表した。
- (2) 中小企業団体等を通じて周知する。

キャリアアップ助成金：社会保険適用時処遇改善コース

短時間労働者が新たに被用者保険の適用となる際に、労働者の収入を増加させる取組を行った事業主に対して、一定期間助成を行うことにより、壁を意識せず働くことのできる環境づくりを後押しするため、コースを新設し、複数のメニューを設ける。

社会保険適用時処遇改善コース

- ▶ 新たに被用者保険を適用するとともに、労働者の収入を増加させる取組を行う事業主に対して助成。
- ▶ 一事業所当たりの申請人数の上限を撤廃。
- ▶ 令和7年度末までに労働者に被用者保険の適用を行った事業主が対象。
- ▶ 支給申請に当たり、提出書類の簡素化など事務負担を軽減。

(1) 手当等支給メニュー（手当等により収入を増加させる場合）

要件	1人当たり助成額
① 賃金の15%以上分を労働者に追加支給※1	1年目 20万円
② 賃金の15%以上分を労働者に追加支給※1するとともに、3年目以降、以下③の取組が行われること	2年目 20万円
③ 賃金の18%以上を増額※2させていること	3年目 10万円

(注)・助成額は中小企業の場合。大企業の場合は3/4の額。

- ・①、②の賃金は標準報酬月額及び標準賞与額、③の賃金は基本給。
- ・1、2年目は取組から6ヶ月ごとに支給申請（1回あたり10万円支給）。3年目は6ヶ月後に支給申請。

- ※1 一時的な手当（標準報酬月額の算定に考慮されない「社会保険適用促進手当」）による支給可。
- ※2 基本給のほか、被用者保険適用時に設けた一時的な手当を恒常的なものとする場合、当該手当を含む。労働時間の延長との組み合わせによる増額可。また、2年目に前倒して③の取組（賃金の増額の場合のみ）を実施する場合、3回目の支給申請でまとめて助成（30万円）。

(2) 労働時間延長メニュー（労働時間延長を組み合わせる場合）

＜現行の短時間労働者労働時間延長コースの拡充＞

	週所定労働時間の延長	賃金の増額	1人当たり助成額
①	4時間以上	—	30万円
②	3時間以上 4時間未満	5%以上	
③	2時間以上 3時間未満	10%以上	
④	1時間以上 2時間未満	15%以上	

(注)・助成額は中小企業の場合。大企業の場合は3/4の額。

- ・取組から6ヶ月後に支給申請。
- ・賃金は基本給。

(3) 併用メニュー

- 1年目に(1)の取組による助成（20万円）を受けた後、2年目に(2)の取組による助成（30万円）を受けることが可能。

31

年収の壁 こんな不安がありませんか？

その1

年末に向けて、年収が106万円を超えないように、働く時間を調整しないといけない...

その調整が必要ですか？働き控えをする前に、一度、社会保険（厚生年金・健康保険）の加入の条件を見てみましょう

社会保険の加入の条件（これらをすべて満たす）

週勤務が20時間以上

※残業時間は原則、含みません。

給与が月額88,000円以上

※残業代、賞与、通勤手当、臨時の手当は原則、含みません。

2か月を超えて働く予定がある。

※休業中、定時制、通制の方は、加入対象となります

学生ではない。

※学生は、1分でも分る解説動画はこちら

残業時間や残業代は含まれないだね！

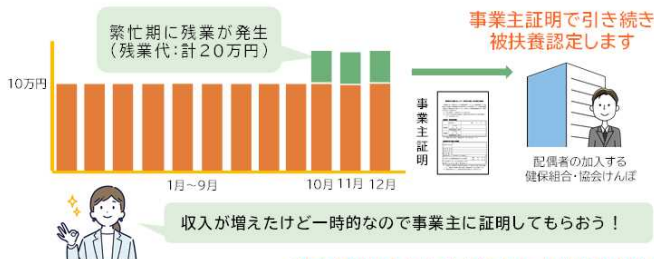
その2

私の場合、年収130万円(※)を超えると扶養から外れてしまうから、働く時間を調整しないといけない...

※被扶養者の認定は、年間収入(残業代を含む全ての収入)に基づいて行われます。

大丈夫です！収入が一時的に上がったとしても、事業主がその旨を証明することで、連続2回まで引き続き被扶養者認定が可能です。

例：毎月10万円(年収120万円)で働くパートの方が残業により一時的に収入増になった場合



社会保険に入るとどんなメリットがあるの？

社会保険の加入拡大の年金のメリット

厚生年金が上乗せで保障がさらに充実

年金の3つの保障が充実！

これまで：基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金

これから：基礎年金、厚生年金、障害厚生年金、遺族厚生年金

増える報酬比例部分の年金額（目安）

加入期間	厚生年金保険料	増える報酬比例部分の年金額（目安）
20年間加入	月額8,100円	月額8,900円（年額106,800円）×終身
10年間加入	月額8,100円	月額4,400円（年額52,800円）×終身
1年間加入	月額8,100円	月額440円（年額5,280円）×終身

※月収88,000円の場合、年金額（目安）の年額は100円未満は四捨五入

社会保険の加入拡大の医療のメリット

病気・けがや出産で会社を休んでもより安心

傷病手当金 業務外の病気やけがで会社を休んだ場合、(医師の意見書が必要) 4日目から、最大1年6ヶ月、給料の2/3の金額が受け取れます。

出産手当金 出産のため会社を休んだ場合、出産の日以前42日から出産の日後56日までの期間、給料の2/3の金額が受け取れます。

社会保険加入による変化を計算してみましょう

手取りかんたんシミュレーター <https://www.mhlw.go.jp/tekiyokukakudai/kourei/jugyoun/simulation01>

年金シミュレーター <http://nenkin-shisan.mhlw.go.jp/>

年収の壁を超えて働く場合、「年収の壁」内で働く場合と比べて給与所得と年金所得の増加が配偶者手当等の減少を大きく上回り、世帯の生涯可処分所得が増加するという試算もあります。

年収の壁突破・総合相談窓口（フリーダイヤル・無料）
0120-030-045 受付時間 平日 8:30~18:15
(土日・祝日・年末年始(12/29~1/3) 除く)

従業員の就業調整にお困りの経営者・人事ご担当の皆さま

キャリアアップ助成金で 年収の壁を突破しませんか

- ☑ 従業員が年末に就業時間を調整してしまう
- ☑ 人材を長期で定着させたい
- こんなお悩みありませんか？



「年収の壁」って何？

従業員51人以上、月額8.8万円以上、週20時間以上の企業で勤務している場合

いわゆる「106万円の壁」。
厚生年金、健康保険に加入することで、社会保険料の支払いが発生します。

「就業調整」をなんとかしたい

年末に従業員が就業時間を調整してシフトが組めない



その就業調整は不要です！
社会保険の加入の条件は、雇用契約時の所定内賃金で判断し、**残業代などは含まれません**。
また、社会保険への加入とともに、従業員の収入を増加させる取り組みをすると、**キャリアアップ助成金**が受けられます。

キャリアアップ助成金とは？

手取り額を減らさない企業に1人あたり

最大50万円を支援

従業員の収入を増加させる取組（手当の支給や労働時間の延長）を行う企業へ労働者1人あたり**最大50万円**を支援。
社会保険への加入により、人材の定着も期待できます。

キャリアアップ助成金を活用した事業主の皆さまの声が届いています

キャリアアップ助成金（社会保険適用時処遇改善コース）への質問

Q. 助成金はすぐに申請できますか？

A. 「社会保険適用促進手当」等を支給したり、労働時間を延長したりして労働者の収入を増加させる取組を行った後に申請していただきます。
まず、従業員と面談を実施し、社会保険制度や加入のメリット等を周知するとともに、働き方の希望を確認してください。
取組を開始する前に、取組内容にチェックを入れ、取組予定労働者数を記載した計画を都道府県労働局に提出してください。6か月の取組実施後、支給申請となります。

Q. 助成金の申請には何が必要ですか？

A. 申請書には、①事業所の所在地や雇用保険適用事業所番号等の事業主の情報、②対象となる従業員の標準報酬月額（手当等支給メニュー）や取組前後の延長時間（労働時間延長メニュー）等の従業員の情報を記載してください。
主な添付書類は、従業員の雇用契約書と賃金台帳等です。

Q. 周りに聞いても、助成金を活用しているという事業主を知りません。

A. 助成金の開始以降、約1万9000事業所から助成金の計画を受理しています。（令和6年10月現在）

※ 従業員向け説明資料や、詳細については右下の厚生労働省ウェブサイトをご参照ください

キャリアアップ助成金を活用した事業主の皆さまの声

飲食業

従業員との丁寧な対話を重ねた上で助成金の活用を行った結果、就業調整をしていた従業員の労働時間が増加し、人手不足の解消につながることができた。

東京都 A社

娯楽業

社会保険加入の勤務形態に転換する従業員に対し、助成金を原資として、一時金を支給。結果、経験豊富な従業員が労働時間を延ばして活躍するようになり、より高い水準での運営が可能となった。

大阪府 C社

小売り業

助成金制度の紹介動画を作成し、各店舗で対象者に面談を実施し、勧奨を行った結果、従業員の労働時間が増加し、人手不足の解消につながった。

大阪府 B社

卸売業

パート従業員に対し、助成金を活用した社会保険の加入を進めた結果、パート従業員が就業調整を行わなくなり、正社員の時間外労働の大幅な削減ができた。

山形県 D社

助成金を検討される場合は、お気軽に下記の問合せ先までご連絡ください

キャリアアップ助成金の詳細については、都道府県労働局またはハローワークまでお問合せください。

各都道府県の働き方改革推進支援センターでも助成金に関する相談を受け付けています。

最寄りのセンターの連絡先

働き方改革推進支援センター 無料相談窓口

検索

年収の壁突破・総合相談窓口（フリーダイヤル・無料）

0120-030-045

受付時間 平日 8:30～18:15
（土日・祝日・年末年始（12/29～1/3）除く）

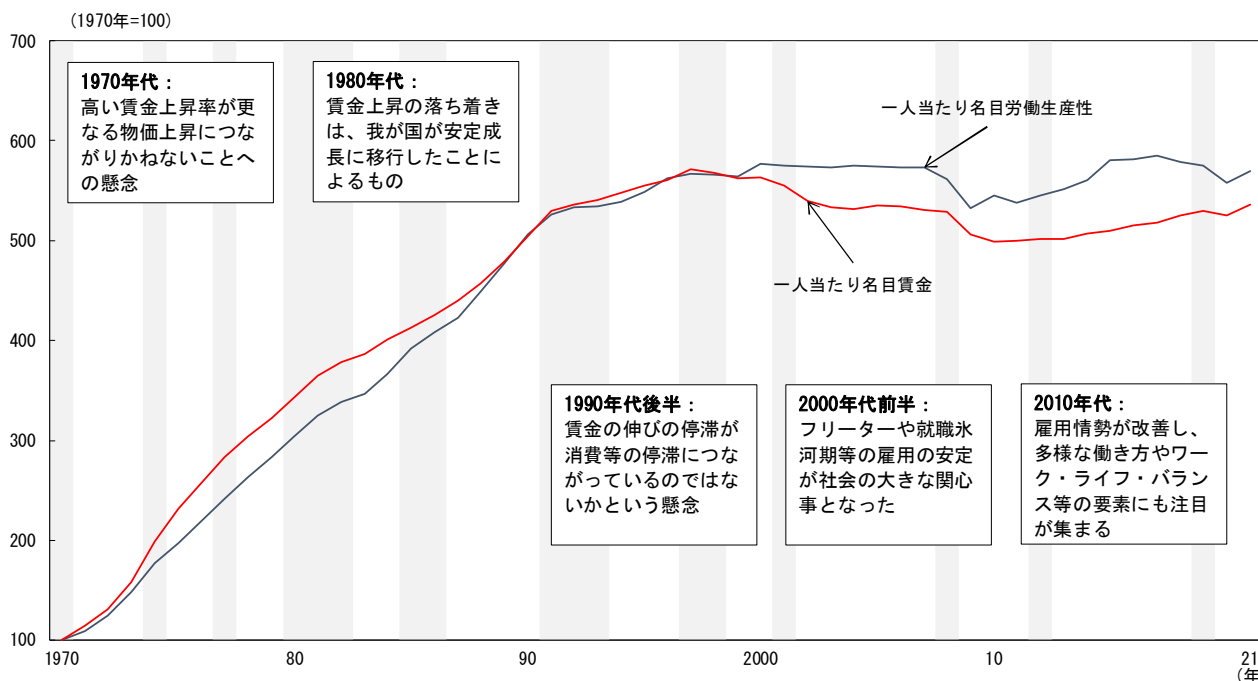


賃金は停滞してきた

- 賃金については、1970年からおおむね1990年代前半までは、ほぼ一貫して増加している一方で、1990年代後半以降、それまでの増加トレンドから転換し、減少又は横ばいで推移している。

（※）1970年代～1990年代前半までは、名目労働生産性と名目賃金がどちらもほぼ一貫して増加しており、両者は極めて強く連動していたが、1990年代後半以降、生産性の上昇ほどは賃金が増加しづらい状況が継続している

一人当たり名目労働生産性・名目賃金の推移と労働経済白書（労働白書）での記述等

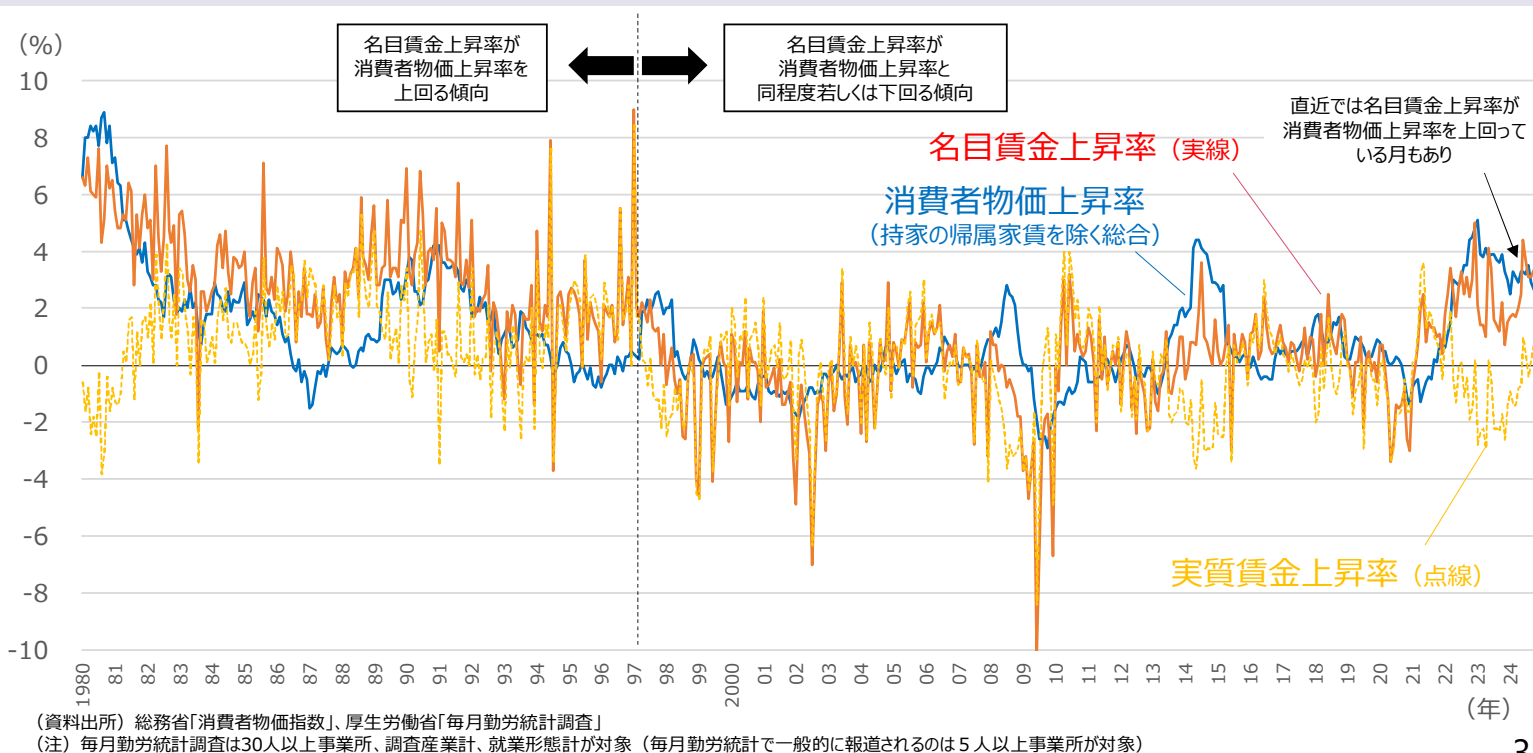


資料出所 内閣府「国民経済計算（平成2年基準（1968SNA）、平成12年基準（1993SNA）、平成27年基準（2008SNA）」をもとに作成。

（注）一人当たり名目労働生産性は、国内総生産（GDP）を就業者数で除して算出。一人当たり名目賃金は、雇用者報酬（平成2年基準では雇用者所得）を雇用者数で除して算出。

消費者物価上昇率、名目賃金上昇率、実質賃金上昇率の推移

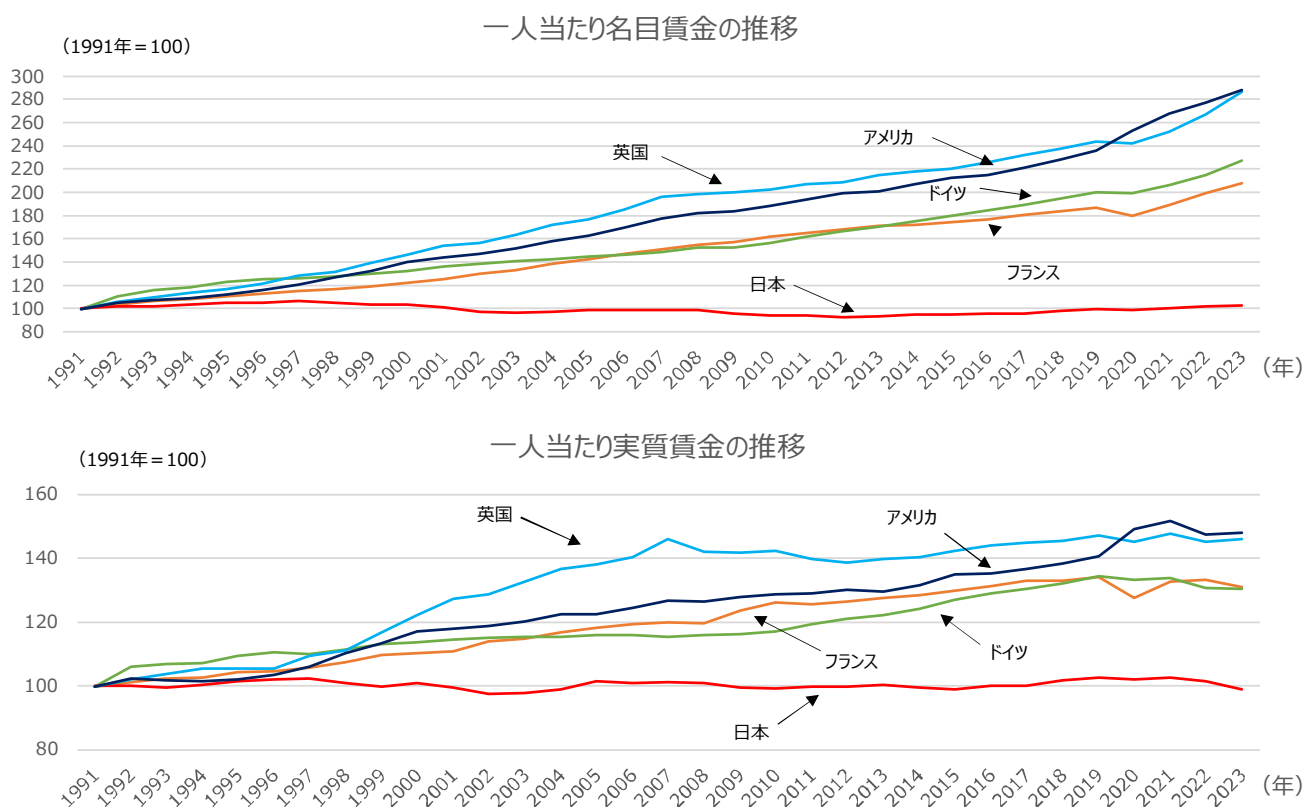
- 1997年以前は名目賃金上昇率が物価上昇率を上回っていたが、以降は同程度もしくは下回っている傾向。
- 消費者物価上昇率は、2022年度以降増加傾向にあり、3%前後で推移。
- 名目賃金上昇率は、2021年以降おおむねプラスで推移。実質賃金上昇率は、2022年度以降マイナスが続いたが、直近ではプラスになる月もあり。



35

一人当たり名目賃金・実質賃金の推移

- 過去30年間にわたり、我が国の一人当たり賃金はおおむね横ばい。

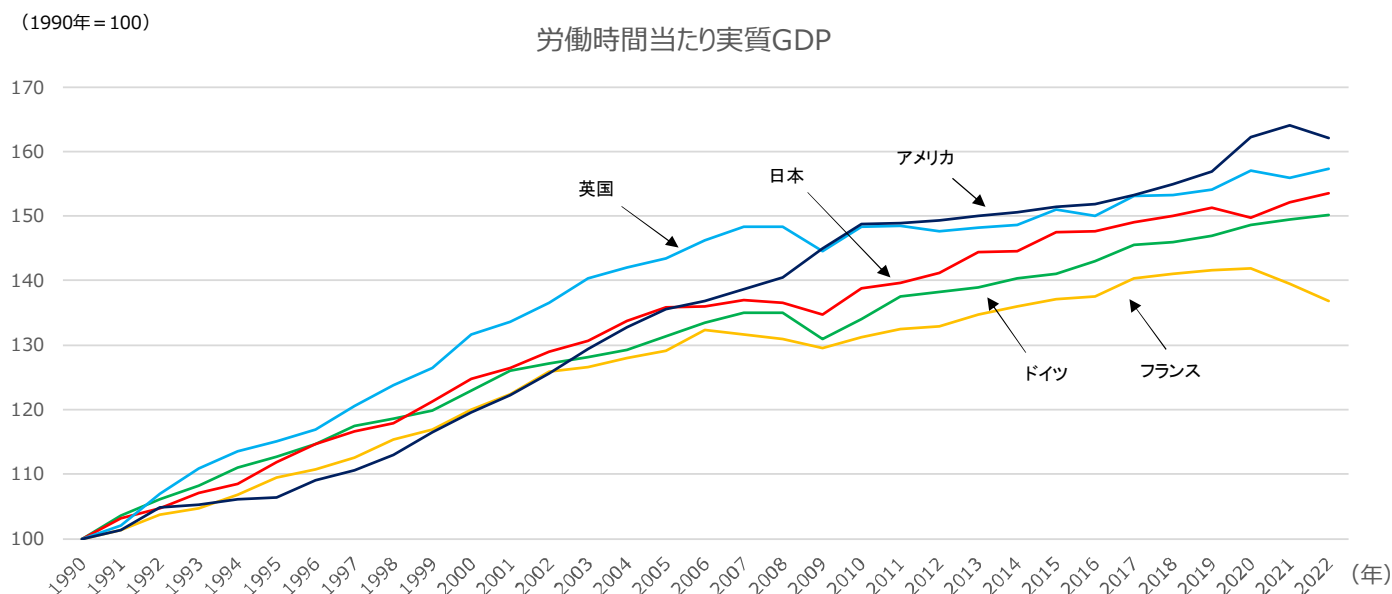


(資料出所) OECD「Average annual wages」により作成。

36

労働時間当たり実質GDP

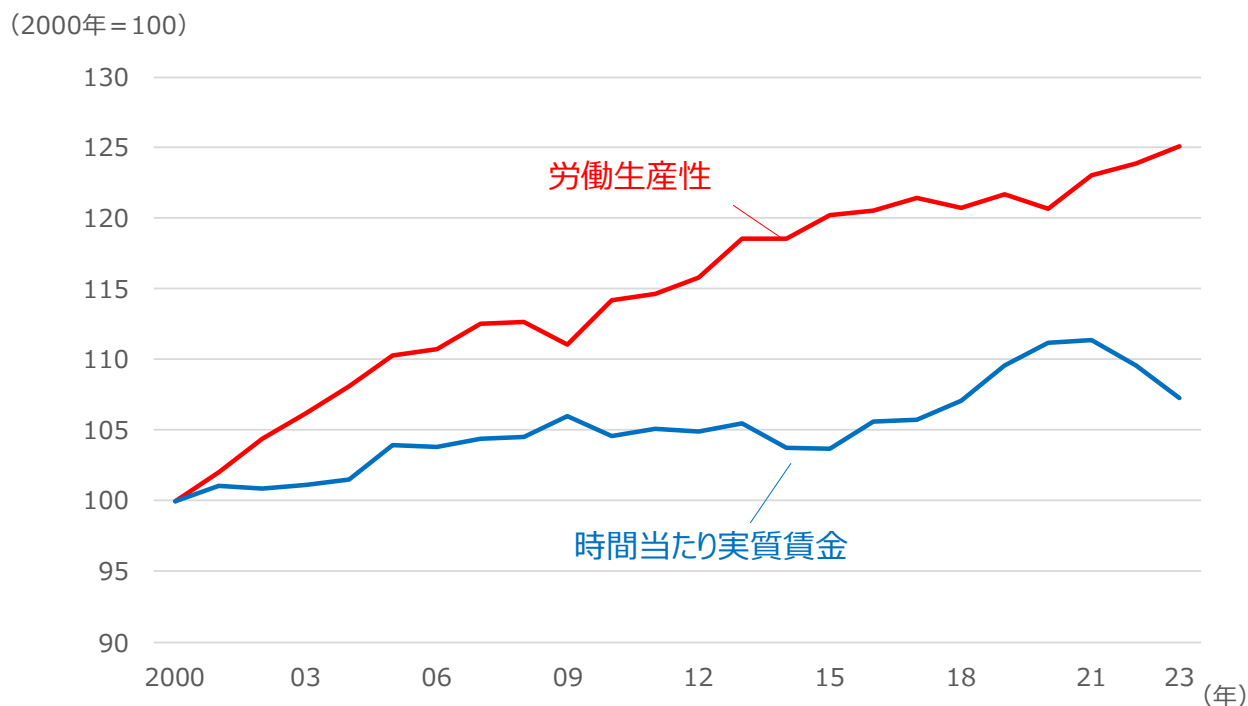
- 労働時間当たり実質GDPは主要先進国と遜色ない伸び。



37

実質労働生産性と時間当たり実質賃金の推移

- 時間当たり実質賃金は、労働生産性ほどは上昇していない。

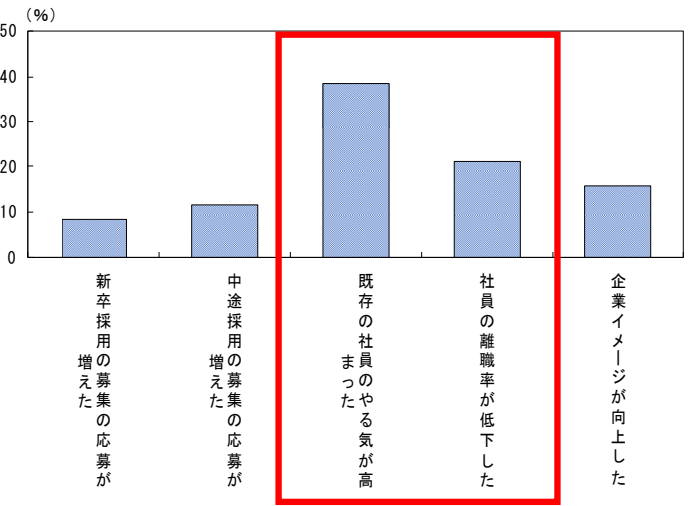


38

賃上げの効果①（社員の離職率や採用に与える影響）

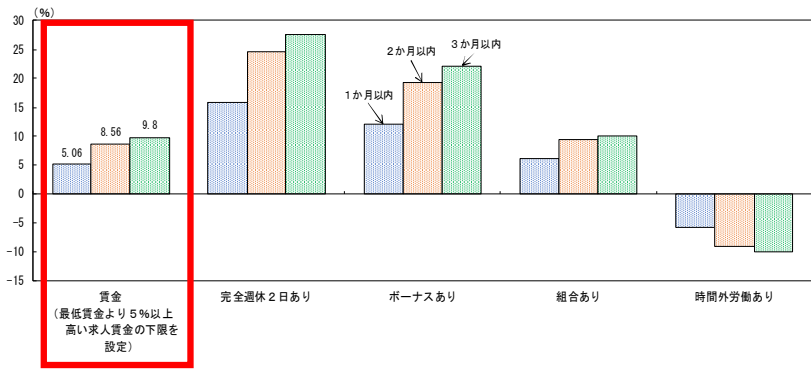
- 賃上げは、個別企業にとっては、既存の社員の離職率低下や、社員のやる気を向上させる効果が見られる。
- 企業の求人時に、高い求人賃金やボーナスあり等の条件を付けることは、求職者の応募を促す効果があり、人手不足下における人材確保にも資する可能性がある。

図表 01 賃上げで企業が実感する効果



資料出所：（独）労働政策研究・研修機構「企業の賃金決定に係る調査」（2022年）

図表 02 求人条件による被紹介企業への応募増加効果



※図は、ハローワークにおいてフルタイム労働者の求人賃金の下限を最低賃金より5%以上高い水準で提示すると、募集人数一人当たり、3か月以内のハローワークの応募（被紹介件数）が約10%増加することを意味する

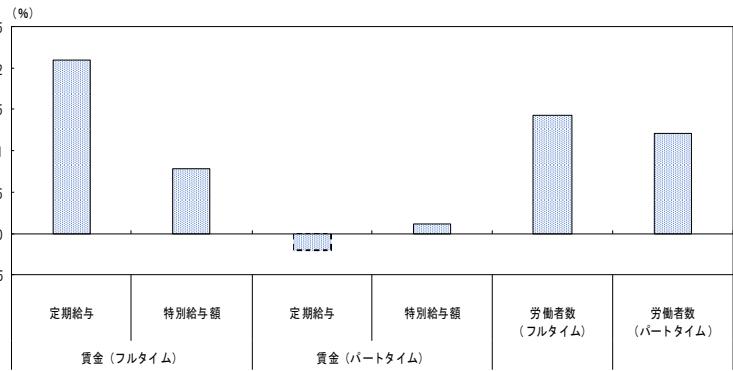
資料出所：令和5年度労働経済白書、厚生労働省行政記録情報（職業紹介）

賃上げの効果②（消費や生産に与える影響）

- フルタイム労働者の定期・特別給与が1%増加すると、各々0.2%、0.1%消費を増加させる効果がある。
- 全労働者の賃金が1%増加すると、生産額が約2.2兆円増加すると見込まれる。

図表 03 消費への効果

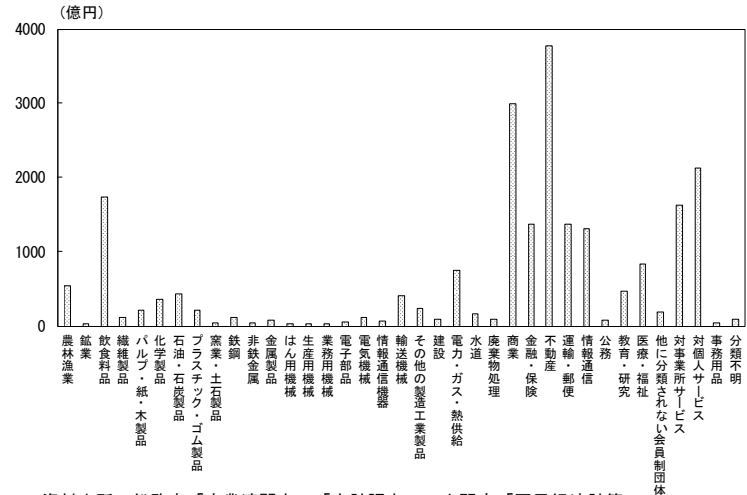
賃金等の要素が1%増加した場合に見込まれる消費の増加率



資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」、内閣府「県民経済計算（平成12年基準（1993SNA）、平成17年基準（1993SNA）、平成23年基準（2008SNA）、平成27年基準（2008SNA）」、総務省統計局「人口推計」、総務省統計局「国勢調査」、総務省統計局「労働力調査」

図表 04 生産への効果

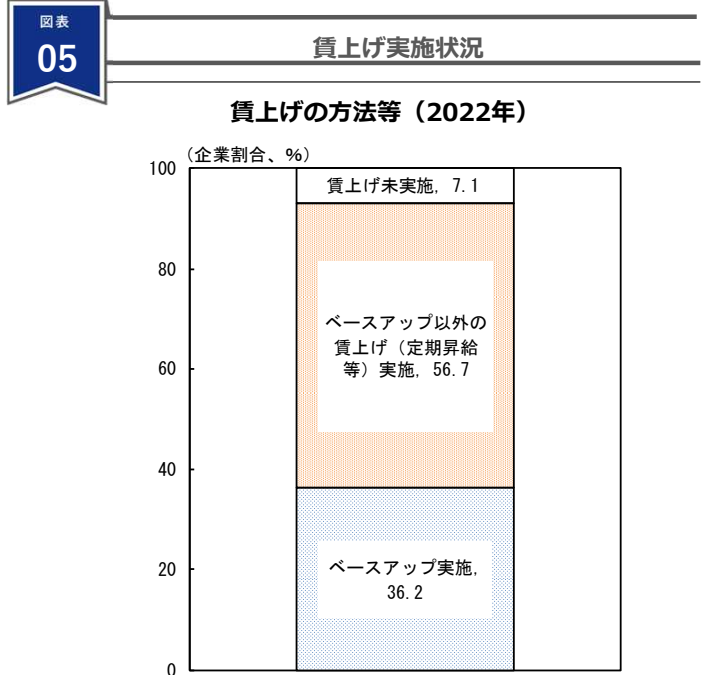
賃金・俸給額が1%増加した場合に見込まれる生産額



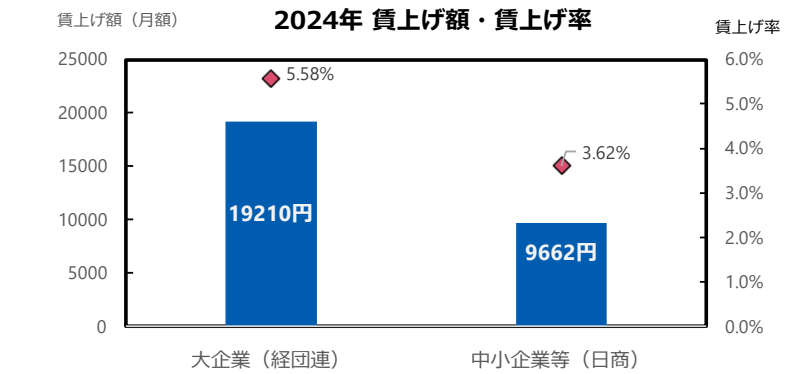
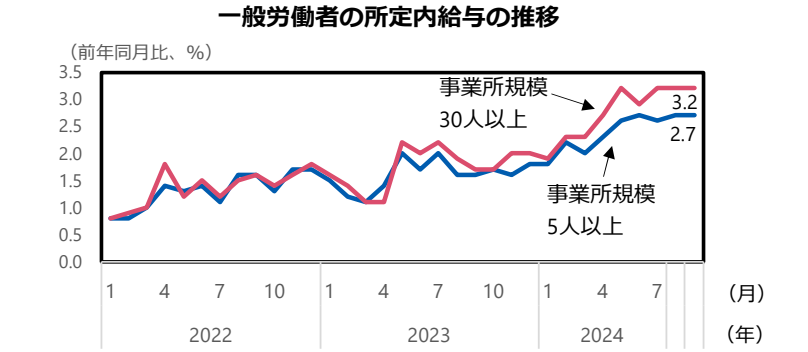
資料出所：総務省「産業連関表」「家計調査」、内閣府「国民経済計算」

賃上げの状況

- 2022年においては、9割超の企業で何らかの賃上げを実施（ただし、ベースアップ実施は約4割）。
- 全体として賃上げの動きは継続しているが、中小企業は大企業と比べると賃上げの動きが弱い。



資料出所：厚生労働省「令和5年版 労働経済白書」より引用。
（独）労働政策研究・研修機構「企業の賃金決定に係る調査」（2022年）の個票を厚生労働省政策統括官付政策統括室にて独自集計
（注）2022年に実施した賃上げについて企業に尋ね（「定期昇給」「ベースアップ」「賞与（一時金）の増額」「諸手当の改定」「新卒者の初任給の増額」「再雇用者の賃金の増額」「非正規雇用者・パート労働者の昇級」「その他」「いずれの賃上げも実施していない」から複数選択可。）、実施企業割合を集計。



資料出所：上図は厚生労働省「毎月勤労統計調査」。下図は日本経済団体連合会「2024年春季労使交渉・大手企業業種別回答状況」、日本商工会議所「中小企業の賃金改定に関する調査」。回答社数は大企業（経団連調査）が135社、中小企業等（日商調査）が1,586社。

令和6年 賃金引上げ等の実態に関する調査（R6.10.28）

調査結果の概要

1 賃金の改定状況

（1）賃金の改定の実施状況別企業割合

「1人平均賃金(注)を引き上げた・引き上げる」企業割合 **91.2%**（前年89.1%）

（2）1人平均賃金の改定額（予定を含む。） 11,961円（前年 9,437円）

改定率（予定を含む。） 4.1%（同 3.2%）

「労働組合あり」の1人平均賃金の改定額（予定を含む。） **13,668円**（前年10,650円）

改定率（予定を含む。） **4.5%**（同 3.4%）

「労働組合なし」の1人平均賃金の改定額（予定を含む。） **10,170円**（前年 8,302円）

改定率（予定を含む。） **3.6%**（同 3.1%）

（注）1人平均賃金とは、所定内賃金（諸手当等を含むが、時間外・休日手当や深夜手当等の割増手当、慶弔手当等の特別手当を含まない）の1か月1人当たりの平均額をいう。

2 定期昇給等の実施状況

（1）賃金の改定を実施した又は予定している企業及び賃金の改定を実施しない企業における定期昇給の状況

定期昇給を「行った・行う」企業割合 管理職 76.8%（前年71.8%） 一般職 83.4%（同 79.5%）

（2）定期昇給制度がある企業におけるベースアップの状況

ベースアップを「行った・行う」企業割合

管理職 47.0%（前年43.4%） 一般職 52.1%（同 49.5%）